

むつ市議会第188回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成18年6月27日(火曜日)午前10時開議

諸般の報告

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

- (1) 5番 堺 孝悦 議員
- (2) 44番 目時 睦男 議員
- (3) 53番 慶長 徳造 議員
- (4) 21番 横垣 成年 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（58人）

1番	濱	田	栄	子	2番	山	本	留	義
3番	白	井	二	郎	5番	堺		孝	悦
6番	川	端	一	義	7番	川	下	八	十
8番	小	林		正	9番	菊	池	一	郎
10番	新	谷		功	11番	高	田	正	俊
12番	村	川	壽	司	13番	東		健	而
14番	澤	藤	一	雄	15番	石	田	勝	弘
16番	富	岡	幸	夫	17番	杉	浦	守	彦
18番	柴	田	峯	生	19番	杉	浦		洋
20番	久保	田	昌	司	21番	横	垣	成	年
22番	工	藤	孝	夫	23番	大	澤	敬	作
24番	松	野	裕	而	25番	東	谷	良	久
26番	東	谷	正	司	27番	佐々	木	隆	徳
28番	立	石	政	男	29番	竹	本		強
30番	千	船		司	31番	坂	井	一	利
32番	福	永	忠	雄	34番	飛	内	賢	司
35番	赤	松		功	36番	田	澤	光	雄
37番	徳			誠	38番	佐々	木		肇
40番	菊	池	広	志	41番	野	呂	泰	喜
43番	千	賀	武	由	44番	目	時	睦	男
45番	田	高	利	美	46番	澤	田	博	文
47番	菊	池		清	48番	柏	谷		均
49番	工	藤	清	四郎	50番	服	部	清	三郎
52番	杉	本	清	記	53番	慶	長	徳	造
54番	佐	藤		司	55番	牛	滝	春	夫
56番	本	間	千	佳子	57番	半	田	義	秋
58番	坪	田	智	十司	59番	斉	藤	孝	昭
60番	中	村	正	志	61番	富	岡		修
62番	川	端	澄	男	63番	宮	下	順	一郎

欠席議員（4人）

4番	村	中	徹	也	33番	板	井	磯	美
39番	鎌	田	ち	よ子	42番	工	藤	直	義

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教委 委員	山本	文三
教育長	牧野	正藏	公営 企業 管理 者	杉山	重一
代表 監査 委員	菊池	十 四 夫	選挙 管理 委員 代理	佐々木	鉄郎
農委 員 業 会 長	立花	順一	総務 部長	齋藤	純
総務 部 事 長 出 納 室 長	西堀	敏夫	企画 部長	渡邊	悟
民生 部 長	高橋	勉	保健 福 祉 部	名久井	耕一
経済 部 長	佐藤	純一	建設 部 長	成田	豊
教育 部 長	宮下	孝信	教委 事務 員	新谷	加水
公企 業 局 管 長	小川	照久	監事 委員 局長	遠藤	雪夫
総務 部 長	千船	藤四郎	企画 部長	工藤	武勝
企画 部 政 監	近原	芳栄	建設 設 理 課 長	太田	信輝
選挙 管 理 会 長	大芦	清重	農委 事務 局長	村川	修司
企画 課 長	奥島	慎一	企画 政 課 長	下山	益雄
川 舎 所 内 長	佐藤	吉男	大 舎 所 畑 長	伴	邦雄
脇 野 舎 所 長	船澤	桂逸	総務 課 長	鴨澤	信幸
総務 部 課 長	吉田	真	総務 政 務 課 長	中野	敬三

事務局職員出席者

事務局 長	小島	昭夫	次 長	高田	文明
総括 主 幹	工藤	昌志	主 幹	柳田	明諭

庶務係長 金澤寿々子
調査係査査 青山 諭
議事係任 葛西 信弘

庶務係査査 濱村勝義
主任主査 赤石奈穂子
議事係任

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は56人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

6月23日、本会議終了後の議会運営委員会において、議員57名から提出がありました意見書1件について、6月30日の本会議に議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長（宮下順一郎） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、堺孝悦議員、目時睦男議員、慶長徳造議員、横垣成年議員の一般質問を行います。

堺 孝悦議員

○議長（宮下順一郎） まず、堺孝悦議員の登壇を求めます。5番堺孝悦議員。

（5番 堺 孝悦議員登壇）

○5番（堺 孝悦） それでは、通告に従って一般

質問をさせていただきます。

私は、合併後、むつ市の自民クラブに所属しております。質問に先立ちまして、同郷の先輩議員である池田正利さんの生前の地方政治におけるご活躍に深く敬意を払うとともに、深く哀悼の意を表します。

さて、質問は大きく分けて三つほどさせていただきます。一つ目、新むつ市政の指針はいかに。もう少しかみ砕いて言いますと、新むつ市の特色ある市政を示し、財政行政改革の次に市政の改革を市民に具体的に方向性を明示し、市民に明確なむつ市の将来像をもたらすべく市長の新むつ市構想を求めるものである。

二つ目、補助金交付団体の活動について。新聞報道に、「補助金のあり方、国も見直し」ということで大きく取り上げております。我がむつ市においても、補助金制度が当初の目的にかなう利用目的として毎年計上されておりますが、マンネリと対費用効果の点から業務内容の立入検査、聞き取り調査を厳格にし、単なる消化主義に陥らないようにすべきではないのか。

三つ目、これも国がいろいろな面で財政再建ということで取り上げております。我が市においても、市の随意契約についてということです。一般競争入札と随意契約による予算の計上について、その市政における考え方と実態を述べよ。また、今後の随意契約に対する対処策を述べよ。

以上、壇上から三つほど大きくくくって質問いたします。市長の明確にして、そして実現性のある答弁を求めるものであります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 堺孝悦議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の要点というよりも、要点しかお話しになっていないので、どのようにお答えすればいい

いのか、書いてあるのをそのまま読んでいいのかどうか今悩んでおまして、要するに、新しいむつ市として進むべき方向の中の主な柱を述べよということのようにご理解をいたしました。質問と申しますよりも、ご提案を含むものであるとの理解をいたします。

堺孝悦議員には、昨年12月の定例会におきましても同様のご提案を承っておりまして、将来を見据えたまちづくりを市民に示して、閉塞感に覆われている地域に元気を与えてほしいとのエールを込めたお尋ねと理解しております。

さて、国においては予想を超える速さで人口減少社会を迎えて、従来の制度等を根本的に見直す方向に進んでおりますが、膨大な借金を抱えている今日では、国のあるべき姿に向けて具体的な道筋を見出せないでいるというのが現状であろうと思っております。その中で確実に言えることは、せんだって法案が通りました医療制度改革に見られるように、高齢者の方々に痛みが伴う改革が一層推し進められるであろうということでもあります。市の行政もそのような国の動きを見ながら運営をせざるを得ませんが、加えてむつ市も国と同様に大変な借金を抱えておりますので、正直なところ、明確な将来像を示すことが非常に困難な環境にあります。

堺孝悦議員は、このような事柄も十分ご承知のうえで、あえてお尋ねになっているということも私も理解しておりますので、明確なビジョンを示し得ない苦渋もお察しいただければと存じます。

ただ、提案理由でご説明いたしましたように、市の将来構想を形づくるうえでのクリアしなければならない当市の赤字解消計画については、ある程度先を見通せる方向となりましたので、そろそろ私が抱えてきた海洋科学研究都市構想の実現に向けた動きを具体化する時期に差しかかっているという思いは持っております。この海洋科学

研究都市構想というものは、原子力船「むつ」が海洋地球研究船「みらい」に生まれ変わり、赤道や北西太平洋海域において地球環境の変動を解明するうえで極めて重要な調査研究活動を行っておりますので、それを核とするまちづくりをしてまいりたいという思いであります。

この海洋科学に関する研究都市として名をはせているのがアメリカのボストン近郊にあるファルマスという町であります。この町の人口は3万人に届きませんが、そこにはウッズホール海洋研究所という世界の耳目を集めている研究所が所在し、我が国を含め世界の海洋科学者と技術者が1,000人単位で常駐しております。夏の間は気候が比較的温暖なことに加えて、ボストンにはハーバードやマサチューセッツ工科大学などがあり、研究活動にとっては申し分のない環境にあります。そうした土地柄でありますので、地元の子供たちと研究者の子供が一緒に学び、切磋琢磨する機会もふえ、結果として高校生の自然科学の分野で全米でもトップクラスに評価される研究レポートが数多く出ているそうであります。こうなるまでには町と研究所との75年を超える相互理解と協調がバックボーンとなっているようであります。町は研究者のために住宅を提供したり、家族の勤め先をあっせんしたり、そして一番喜ばれたのは子供たちが学ぶ学校の整備と特色ある先生による教育方針を採用したことであると現地を訪問した際に伺ってまいりました。人口も決して多くはなく、ボストンから高速道路で2時間かかる小さな町から海洋科学のみならず自然科学に関する貴重な情報が世界に向けて発信され、さらに名をはせた人材が多数輩出され、そしてそのことに誇りを持っている町の人々を目の当たりにして、むつ市もそのような町にしたいという思いを強くしたところであります。平成11年に訪問した当時のファルマスの町長とは、お互いのまちをよく知る

努力を続けていきたいと思いますという約束の文書を取り交わしておりますし、ウッズホール海洋研究所の所長からは、むつ市が海洋科学の研究都市を目指すことについては協力を惜しまないという力強い言葉もちょうだいしております。

それにしても、これだけの構想を具体化していくためには、今の場所が果たして研究する場所として適当かどうかという施設の配置上の課題もあると思われまますので、そのあたりも含めて検討を深めていかなければならないと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、補助金交付団体の活動についてのお尋ねであります。継続案件ということで補助を漫然と続けているのではなく、常に費用対効果を厳格に検証し、予算の適正な執行を図るべきとのご意見と受けとめました。議員ご承知のとおり、補助金の交付につきましては、対象となる個人あるいは団体が行う事業の広域性に着目し、毎年度の事業計画や財務内容のヒアリングによって費用対効果も十分見きわめながら交付の決定を行っているところであります。ご懸念のように、補助ありきとはならないよう留意しなければなりません、各団体がその設立の趣旨にのっとり主体的な事業に取り組むことにより、市民の方々にもさまざまなサービスの提供がなされ、ひいては地域の活性化にも大いに寄与するものであります。行政の力だけではなく、さまざまな団体との協働によるまちづくりもまた大事なことと考えております。

ただ、市自体の財政状況も非常に逼迫している状況から、予算編成の方針として補助目的が一応達成されたものや、補助を継続しても効果が乏しいもの、社会情勢の変化により実情にそぐわないものなどは補助そのものを廃止、継続する場合であっても事業内容の見直しや効率化を図ることで補助金の減額をお願いしているところであります。

て、将来的には各種団体の運営は自主自立的な運営が行われるようになってほしいとの観点から、団体への運営補助から実施している事業に対する事業補助へと徐々に移行してまいりたいと考えておるところでございます。今後とも補助金の適正な執行に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市の随意契約についてのご質問にお答えいたします。議員のご発言は、これまで締結してきている随意契約のあり方について、前例によらず競争入札によるべきものではないか、内容を検討することにより契約の透明性、公平性及び経費の節減が図られるのではないかと趣旨であろうと存じます。ご承知のとおり地方公共団体の契約については、地方自治法に基づき公正性及び公平性及び経済性の確保を図るという観点から競争入札の方法によるべきことを原則としておりますが、同法施行令により随意契約が認められております。当市においては、これらの法令及びむつ市契約規則に基づき、指名資格登録をしている方への受注機会の均等、公正性等を確保し執行しており、特に1社による随意契約の場合には、事前に当該事業との関連性、資力、信用、技術、経験等を調査し選定しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 5番。

○5番（堺 孝悦） それでは、質問を繰り返します。

市長は、我々合併による旧町村選出市議会議員になった人には、従来の杉山市長が唱えている、今出てきました海洋技術、そういう都市づくりというのは我々ははっきり周知していなかったわけです。それは、合併に際してそういうものも言ってもしょうがないだろうという気はあったでしょうけれども。ただし、市長の構想は私も賛成です、はっきり申し上げて。なぜかといいますと、ここ

にある新聞があるのです。これは、5回掲載したのですけれども、私はたまたま最後しか手に入れなかった。ここに「漂流する」、つまり漂うということなのですけれども、「海洋日本」というタイトルでうたってあるわけです。つまり日本の地球における位置、これをかんがみたときに、いかに海洋が我が国にとって重要な資源であり、そして将来性に結びつくものであるかということをやうたっているわけです。その観点から見ましても、我が下北半島は、はっきり言って四方海と言って構わないです。したがって、市長がここに下北半島あるいはむつ市の将来像を描く、これは僕は非常にいいアイデアだと、国としてもマッチングするものであると。そして、そういう海洋技術を発展させるために拠点づくりを考えなければならない、当たり前のお話です。

しかし、市長だけではなくて皆さんも考えていたと思うのです、各自治体も。ところが、今言ったみたいに学術的な面で何もなされていないです。これは、市長の責任でないのですけれども。例えば何十年前前に金太郎あめのごとく普通高校ができたのです、大畑高校、大間高校、川内高校と。私はびっくりしましたけれども。こんなに普通高校つくってどうするのだと。普通高校は、常識ある社会人として非常に価値はありますけれども、もっと踏み込んで、この下北半島にこそふさわしい研究をするような学校があるべきではないかと思いましたが、残念ながらそういう状態に至っていると。

そこで、川内高校、大畑高校も少子高齢化の波で非常に学校そのものがもはや存立が危ないです。その中で今言った構想を取り入れて再建策を練るべき、これが一つの手だてではないかと思えます。この1点につき、まず市長からのご見解を、感想でもいいです、そういう考え方もあるということ、もらいたいと。

それから、財政問題、非常にまだまだ先遠いわけです。ここに資料たくさんありますけれども、全部に市長は目を通してはいるはずですが、ただし、先般夕張市が市として準用財政再建団体に陥ったわけですね。その内容をつぶさに見ますと、6期続いた市長時代のツケがどんと出てきたと。長くやれば、やはり時代にいつの間にかずれが生じると。自分ではわからない、我々も多分そうでしょう。その点では非常に我々としても一時的に、特化的に今交付金が来て首の皮1枚でつながっています。しかし、水面的には、この間も建設常任委員会で現地視察をやりましたけれども、塩漬けの土地見てきました。はっきり言って私は買いません。なぜかといいますと、住宅地としてしか見ようがないところなのです。しかし、このとおり少子高齢化の中で我が大畑地区も、もういなくなるところがたくさん出ているわけですね。そして簿価で売りたい。なぜかといいますと、先に買った人に悪いかから安くはできないと。これもわかります。

そこで、市長、売るという考え方もありますが、なかなか出ないでしょう。土地を交換する手だてを考えるべきです。土地を交換することによって、今ある虫食い状態の土地を集散的にできるはずですね。そういう土地交換をひとつ頭に入れながら、土地の塩漬けを何とか料理してもらいたいと、そういうことです。

それから、財政問題に特的に来たのは、東京電力株式会社と日本原子力発電株式会社の非常に厚意的な寄附金並びに交付金があるわけですが、市長が先般年明け早々に、災害はいつ来るかわからないということなのですね。やはり現在のむつ市庁舎が非常に危ない、機能的でもない、これははっきりしているのです。その手当てとして、破綻したあるところのショッピングモールをぼろっと出してきたのですが、これはだれでも考えることなのです、市長。ただし、民間の再建問

題がまだ不透明であるということがまず大前提であると。立地的には、あれだけの広大な土地であるということであれば、非常に活用の仕方はあると思います。ただし、僕は買うのはやめた方がいいと思います、はっきり申し上げて、市長。私も小さいながらも自分で店をやっている。もはや私の考えでは、土地を買ってやる時代は終わったのです、市長。なぜかといいますと、非常に経済のスピードが激しいのです。スピードにおくれたらすべて負けます、これははっきりしています。相撲でもそうです。やはり日本の相撲は非常に見ている分には楽しいのですけれども、スピードについていけない。

そこで、新むつ市の構想としても、やはり市の財政から考えても、買ってやるという手法を少し見直して、お金のあるところからは買っていただいて、そしてそれを有効に30年とか長いスパンで借りると、そういう考え方をしてもいいのではないかと。これは、新むつ市の将来像に非常に関与するものですから、決して曲がった発言ではないと私は考えます。

それから、補助金交付団体に入ります。市長も補助金の交付目的に沿ったものを十分注意していると。確かにそうです。しかし、私がある団体に携わった中では、他のグループからの問い合わせに非常に不親切です。はっきり申し上げれば、私、旧大畑町でシルバー人材センターを立ち上げようとしたのですが、なかなか人数的、人材的に無理だということで、合併後むつ市のシルバー人材センターに参画した方がいいだろうということで見送ったのです。そして、合併後大畑地区の人は、やはりシルバー人材センターに参画してきたのです。そして、2度ほど説明会を受けて、20人余りが登録したはずですが。しかし、何ら成果が上がっていないのが現状です。私は、事務方にも2度ほど問い合わせました。しかし、総会を開かなけれ

ばならない、さらには川内のミニシルバー人材センターの関係もあるので、そちらも見きわめなければならない、半年かかって了一步も進んでいません。いろいろ事情はあるにしても、やはり1,200万円もの補助金をいただいているわけです。もう少し目配り、気配りをして、過疎あるいは高齢化に悩む周辺地域の人たちにそういう公的な団体も力を入れてやってほしいと、そういう思いです。本当に一つの団体を取り上げるということとはよくないことですが、一例をもって万事を推しはかることとあります。そういうことで、もう少しレポートを提出していただき、監査を厳しくしていかないと、1,200万円もの金を使っているわけですから、これは返ってこないことです。そういうことでは、市長のさらなる厳格な調査までいかなくても、内容を把握していただきたいということです。

それから、市の随意契約ですが、これもここに新聞の切り抜きをいっぱい持っています。私の部屋は切り抜きだらけなのですが、随意契約が一般競争入札によっても8割国ではできると書いてあるのです。我がむつ市も随意契約の現状が具体的にはどれくらいの金額であるのか。そして、割合が現在一般競争入札あるいは指名入札に比してどれくらいなのか。というのは、随意契約というのは個々に、随意というのは辞典調べればわかりますけれども、これちょっと読み上げてよろしいですか、議長。

○議長（宮下順一郎） はい、結構です。

○5番（堺 孝悦） 政府調達の商品やサービスの購入で競争入札にかけず、官公庁が受注先を一方的に決める契約と書いてあります。会計法では、契約の性質、目的が競争を許さない場合などに限って認めていると。しかし、各省庁は条文を拡大解釈し、安易な随意契約を行ってきたと。これは、官庁のこと、むつ市ではありません。これをかん

がみて、これにもしも少しでも抵触あるいはそう
いうおそれがあれば即時見直さなければなら
ない。そういうことで、市長のさらなる答弁をお願
いしたい。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 新むつ市政の指針はいかにと
いう第1番目の質問でありますけれども、そこで
海洋研究都市という構想には賛成であるとの考え
方を示していただきましたが、同時に大畑高校、
川内高校などの金太郎あめという表現を使われま
したが、これは私が昭和48年県議会議員になって、
文教公安常任委員に配属になりまして、そのとき
にこのくらい陳情書があった。文教公安常任委員
会で審議しているわけです。審議している、何を
審議しているのか。だから、私は全部採択しろと。
それで、採択して県教育委員会に回してしまえと。
そこでは、議会の判断と別に専門的な部局として
検討を加えることになるだろうと。二十数件一括
採択したと。その採択の結果、先にできたのがど
っちでしたか、大畑でしたか、川内でしたか、そ
のとき町の地区に相当な学校ができましたけれど
も、そんな経緯で検討しているものですから、み
んな普通高校です。ここ四、五年で高校を特別な
科目をつくって、生徒のそれぞれの選択に任せる
という方向が打ち出されてきておりますが、それ
も必ずしもまだ十分機能していない、つまり定着
していないのではないかと思います。

田名部高校にも英語科というのがありますが、
定数40人に対して20人ぐらいしか受験してこない
という状況にある。そういう見方から、堺孝悦議
員がおっしゃりたかったのは、水産高校でも海洋
研究高校でもいいではないかということであろう
と思うのでありますが、これは現在の学校でもそ
のような科目を設定して、公的な団体と協力し合
って新しい教育を展開するという事は可能だと思
います。

先ほどファルマスの町の学校の話をしました
が、ここは実に変わった学校制度を持っています。
幼稚園と小学校の低学年を一緒にしている。小学
校も中学年と高学年を一緒にしている。アメリカ
のほとんどの場合は、市町村の教育委員会は高校
までの教育行政をその土地土地にふさわしい経営
をするということができるようになっている。日
本では、高校は都道府県の管理ですよと言ったら
驚いていましたけれども、そういうふうに教育に
対して地元の声をきちんと反映していけるような
システムをつくり上げている。文部科学省が指示
したことを都道府県がフィルターかけて市町村に
伝達してくるシステムとは違うのです。そのよう
な考え方から、今海洋研究都市というのは具体化
し始めていると私は考えています。

JAMSTECという、これは海洋研究開発機
構という名称に変わりましたが、そこがむ
つ市を拠点にしたいと。これは、あうんの呼吸で
今やっています。そうなってきますと、とりあえ
ずモデルがファルマスにありますウッズホール海
洋研究所を手本にしてやってきました、これまで
日本の海洋研究開発機構は。そうすると、それが
具体化し始めると、今明かりが差してきつつある
状況であります。それを拠点にして、当然のこと
ながら教育まで影響のあるようなまちづくりに取
り組んでいけるのではないかという期待感を持っ
ております。

次の質問は、いろいろおっしゃいましたが、典
型的なケースは、シルバー人材センターに対して
大畑にもその効果を広げると、こういうふうに私
は受けとめました。先ほども申し上げたところで
ありますけれども、交付金等を出している団体につ
いては、監査委員も監査に入っています。内容
も十分承知している部分があります。しかし、市
町村合併の効果をさらに発揮しようとするれば、堺
孝悦議員おっしゃるような形で新しいむつ市全体

でシルバー人材センターを組織し、運営するべきであろうと思いますので、私どももこれを育成してきたという市の方針もございますので、シルバー人材センターに対して、特にここは理事会を持っておりまして、恐らく堺孝悦議員にお答えしたのは担当者のレベルであろうと思うのですが、そうでなくて理事会で真剣に検討していただくようにこちらから働きかけをしてみたいと、そのように考えます。

次に、随意契約についてのお尋ねであります。これは地方自治法第234条、契約という部分を受けまして、地方自治法施行令第167条の2、随意契約はどういうものができるかという定めによって行っておりますが、主なものを言えと、こういうことでありましたので申し上げますと、むつ市斎場の火葬炉の修繕工事193万2,000円ですが、これは炉研という会社。これは、火葬場をつくった事業所でございます。詳しく承知しているという経緯もありますので、炉研に随意契約をしております。

次に、大きなものとして、むつ下北情報ネットワーク保守業務委託、これはITの関係であります。これは東日本電信電話株式会社青森支店と契約をいたしております。金額が3,597万3,000円、これは地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の定めによる高度なセキュリティの確保、ネットワーク技術や機器構成といったハード面での詳細な情報及び対応が必要なこと、情報通信システムとのソフトウェアの仕組みを熟知していることというような考え方で随契にいたしておりますが、それよりも何よりも光ファイバーを今NTTは下北地域に全面的に布設をしておる状況にありまして、そのような関連からNTTと随契をしている。

三つ目は、診断的学力検査用紙、これは株式会社高橋教材と554万5,620円。この随意契約をした

理由であります。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、これはすべて3件とも同じであります。これは図書文化社という会社と、検査用紙が必要であるということ、代理店登録がされているというようなことで、こういう特殊なものを扱っているということで随意契約をしております。主なものは、以上3件ということになります。

随意契約は、国の場合、多少意味が違ふと思うのであります。国の随意契約の場合は情性に流れていると言ってもいいような状況がありまして、我々がこのような随意契約をやったら、地域が混乱してしまうような状況もございます。1兆5,000億円随意契約やっているという状況が国の状態ですが、実はこれ以上にあるのです。国の方では。そういう状況などは絶対つくり出さないという方向で、なぜ随意契約しなければならないかという理由を明確に示し、議員各位がそれならそれで随契もやむを得ないだろうというように思っただけのような内容のものしかやっておらないということをお知らせしたいと思っております。

答弁漏れがあったそうでありまして。いろいろなことをこういうふうに戻ってくるものですから。

倒産したスーパーを買い取らない方がいいのではないかというお話でございましたが、それは経費を安く上げるために買い取らない方がいいという趣旨のご発言であったように思っておりますので、そのあたりも十分考えながら対応してみたいと、そう思っております。

○議長（宮下順一郎） 5番。

○5番（堺 孝悦） 1番目のむつ市の将来像、これから始まったばかりだと思います。そこで、ぜひ市長が温めてきたと思う杉山市政の集大成と言うのか、スタートと言うべきかわかりませんが、旧町村の方々にも杉山プランなるレポートをぜひ提出していただきたい。今ある現状だけで結

構です。行ってきた感想でもいいし、地理的条件、それからむつ市と比較した場合、それからさっき言ったみたいに、少子高齢化の中で各高校が存亡の危機に瀕している中で、一つの方向性としても見出せるということです。そういうことで、杉山構想なるレポートをぜひ提出していただきたい、これ一つお尋ねします。

それから、地域再生でなかなか土地問題が大変なネックになっているわけです。しかし、地元企業はこのとおり非常に経済的に落ち込んでまいります。ただ少し、私も少しだけ明かりがあるかなと思うのは、これも原子力発電と非常に密接があるわけですが、東通村の選挙でも今まで相対立した一方が旗を下げ始めたというぐあいに、やはり現実の経済効果というものは我々に非常に、思想もそうですけれども、飯を食う種の方が優先するということではないかと思って見えています。大畑地区も非常にそういう点では、小さい商売の方々にも、小さくてもほかから来た人たちが消費するというのは見えてまいりました。さらなる経済のてこ入れとしてはやむなしと、そういう思いがしております。

それから、ことし8月に防災訓練あります。先般川内に行ってきましたけれども、まことに立派なホテル並みの庁舎で、私は何回も唾然としたのです。ああいうものもいいか悪いかは別にしておくってしまったわけですから、これはしょうがないと。ぜひ今ある、さっき申し上げた市長が買うということも一つの選択肢ですけれども、そういう広大なものをうまく利用すると。PFIと非常に似ていますけれども、そういう点で庁舎も約30年から50年で多分解体とかという数字が出てくると思うので、ぜひそういう新しい切り口で市庁舎の方向性も探るといってご答弁いただきました。ぜひその方向でやっていただきたいです。

さらに、長くなると何か後ろの方で早くやめろ

という声がありますけれども、時間はちゃんともらってありますから、やります。

そういうことで、補助金の問題、市長からももう一回見直すという言葉をしていただいて非常に心強いのです。やはりどうしても他団体だという認識があって、なかなかクリアにできない、そういう部分はあると思います。地元住民からも、やはり定款にきちんとうたってあるわけです、高齢者の就業の場所としても位置づけられているわけです。それが高齢者にとってやはり救いの一つの道なのです、市長。そこで、やはり市長のさらなる経験と実績を踏まえた中で新しい方向性も探っていただくということで非常に理解いたしました。

もう一つ、最後ですから、ちょっと長くなりますけれども、国と我々地方とでは随意契約に対する考え方そのもの、規模も違くと、確かにそうです。今三つほど挙げてもらいましたけれども、特殊性は非常にあります。やむなしです。それ以外にでもできるだけ随意契約をする場合、やはり市民の方々に納得だと、これなら随意契約いいだろうと、その方がいいだろうと思うような方向性をきちっと我々に示していただければ、別にそう大したことはないと思っております。

ただし、余分な話なのですけれども、やはり私たちは1年余り杉山市政の中でこうして議会活動をさせていただきました。はっきり言って、杉山市長の個人的情報は全く白紙なわけです、我々は。大畑地区の人間であれば、大体生い立ちとか境遇はわかるのですけれども、全く白紙でして、ひとつこれは余計なことでも怒られるかもしれませんが。

人間生まれてから三つの生き方があると言われております。鳴かぬならホトトギス殺してしまえ、鳴かせてみせよう、鳴くまで待とうとありますけれども、その中で市長は自分はどうの様な生き方が望ましいと思っていますか。これは参考までで

すから、答えたくなければ答えなくてもいいです。

それから、僕らでもそうだけれども教育を受けた以上は、やっぱり自分がこうあるべき人物像というのがあつたわけですから、歴史上の。政治的、あるいは政治以外でも戦後政治50年余りたった中で、ああ、このような人物こそが自分にとっては望ましいという人物像があれば、ぜひ杉山市長の個人的な性格を知るうえでご提示していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 1番目の質問についてレポートを出せと、こういうことではありますが、いろいろな機会に申し上げてまいりましたし、それから出張の報告等もやっております。それから、このまちの情報については、現在の教育長がかなり深い現地調査、検討をしておりますので、そういうようなものを取りまとめ、企画の方でそう難しく、分厚くならない程度になると思っておりますが、そのようにしてお示しできればと考えております。

シルバー人材センターにつきましては、本当にまだ担当者の段階でとまっているような気がございまして、理事会に正式に諮る必要があると思っております。というのは、現在むつ市のシルバー人材センターの理事長が県の理事長になったのでありまして、以前から、まだ合併以前の状態の中からそれぞれの地区にシルバー人材センターをつくるべきであるというようなことを考えておられたように私は伺っておりますので、そのような方向性を打ち出せるだろうと思っております。理事会に諮るようこちらから申し入れをするようにしたいと思います。

二つやればいいのではないですか。鳴かせてみせようというのもあるのです。鳴くまで待とうというのもあるのです。例えば現在の中間貯蔵施設、これは情報をキャッチして動き出しました。法律が整備されました。交付金が出るようになりました。

た。これ黙って座っていたら鳴かないです。殺してしまえというのはやりません。ただし、私は特にこういう人を理想とするというようなことは考えておりませんで、いかにしてむつ市政を安定的に発展させるか、それを自分自身の中に言い続けてきておるということでご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで、堺孝悦議員の質問を終わります。

11時まで暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

目時睦男議員

○議長（宮下順一郎） 次は、目時睦男議員の登壇を求めます。44番目時睦男議員。

（44番 目時睦男議員登壇）

○44番（目時睦男） 大畑クラブの目時睦男でございます。むつ市議会第188回定例会に当たり一般質問をいたします。

質問に先立ち、去る4月29日ご逝去されました故池田正利議員に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、一家の大黒柱を失ったご遺族が、その悲しみから一日も早く乗り越えられますことを願うものであります。

池田議員は、町議会議員、市議会議員として連続5期務められ、特に旧大畑町においては農業委員会会長、林業振興特別委員会委員長を歴任し、農業、林業、漁業など地場産業の振興に努力されてきましたし、その経験と実績を生かし市政発展に貢献されていただけに、志半ばにしてのご逝去は新むつ市の地場産業振興に対し、大きな損失で

あり、まことに残念でなりません。今は、ただ故池田正利議員のご冥福をお祈り申し上げますとともに、毛馬内議員と池田議員お二人の偉大な議員を失った我が大畑クラブ会派は、故人の遺志を引き継ぎ、なお一層結束して市政発展に努力することをお誓い申し上げ、通告に従い質問をさせていただきます。

質問の最初は、森林、林業、林産業の振興についてお伺いいたします。このことについては、昨年12月のむつ市議会第186回定例会でも取り上げ質問をいたしました。その際の市長答弁は、第1次産業は本市の基幹産業であり、地場産業の健全な発展は豊かな市民生活と市政の繁栄をもたらす根源であり、森林、林業、林産業の振興に国・県の森林整備の動向を見きわめながら施策の展開を図るとの趣旨答弁であったことから、平成18年度以降の森林、林業、林産業の振興策に予算反映されるものと大いに期待しておりましたが、今年度の一般会計当初予算285億3,800万円に対し農林水産業費が7億4,186万2,000円で、2.6%の予算比率と低く抑えられていますし、その中での林業費が2,436万1,000円と農林水産業費に占める割合が3.3%、最も低く抑えられていることには正直言って残念でなりません。

申すまでもなく森林は、大気の浄化、水資源の涵養、漁業資源の育成など、私ども人間の生存に欠かすことができない公益的機能を果たしていると同時に、生活に必要な木材の生産機能を有していることから、その機能を十分に果たす適正な施業管理と産業としての育成強化が不可欠であり、本市の86%を占める森林を守り育てるためには、持続可能な循環型林業の構築、推進が重要であると考えます。新市まちづくり計画の中に将来像として示されております「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」を目指すうえからも、具体的施策の確立が不可欠であろうと認識をし、

以下具体的課題として6点についてお伺いいたします。

第1点目は、間伐の促進についてであります。私の調査によりますと、本市の民有林森林面積1万4,795ヘクタールのうち杉を主体とした人工林面積は8,271ヘクタールで、人工林率56%を占め、杉を主体とした人工林総蓄積が163万1,000立方メートルであります。そのうち8歳級以下の要除間伐対象面積が6,466ヘクタールであり、人工林面積の78%を占めています。間伐の促進に当たりさきの議会答弁では、森林組合と連携し、地区懇談会などを利用し、森林所有者に働きかけていくとのことですが、材価の低迷により資金不足や所有者が本市に居住していても世代交代により自分の山がどこにあるかわからない、本市に居住していないことから連絡がとれないなどから、計画どおり進んでいないのが現状で、森林組合も悩んでいるのが実態であり、資金面での補助や所有者との連絡調整を市が主体となって施策や対策を講じる必要があると思います。間伐の現状をどう認識しているのか、今後の対応策も含めお示し願いたいと思います。

第2点目は、主伐に達した林分を伐採した跡地が植林をされないまま放置されている林地が年々多くなっていることであります。植林についても、国・県の補助制度がありながらも、所有者が余裕資金不足から再造林できないので放置されているのが実態であり、公益的機能を発揮するうえからも市の補助制度を設ける必要があると考えますが、現在再造林されていない面積が幾らあり、それに対してどのような対応策を講じているのかお伺いいたします。

第3点目は、クリーンエネルギーである木質バイオマスとしてのペレットストーブの公共施設への導入設置についてであります。市は国の新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法に基づ

き、本年2月にむつ市地域新エネルギービジョンを策定し、今後2012年度までに導入検討を行うとの計画であり、公共施設への新エネルギー率先導入については本年度から随時適所に導入を検討するスケジュールを示しております。地球温暖化対策としての森林整備の必要性和新エネルギー導入への意義について、啓蒙、教育、普及をするうえからも、学校、公民館など公共施設にペレットストーブの導入を来年度から随時導入すべきと思いますし、新エネルギービジョンに対する市民のアンケートへの回答でも普及に向け公共施設への導入を希望する声が多く出されていますが、いかがでしょうか。

第4点目は、集成材やプレカットなどを生産する高次加工工場の誘致についてであります。ご存じのように杉丸太の価格が以前の4分の1以下に抑えられていることに加え、伐採搬出輸送経費に採算が合わないため、伐採木をそのまま林地に放置する事例が多くなっています。特に当地からの生産材買い受け工場が秋田や岩手にあることから、工場着価格から輸送費がコスト高の一因となっている実態にあり、買い受け工場が地場にあればコスト的に維持できますし、昨年10月に下北流域森林・林業活性化センターが主催し、みんなの消費生活展が開催されましたが、そのとき設計事務所、大工、工務店の方々から外材に依存しないで地域材を使用したいが、製品の狂いと寸法のふぞろいがあり、地域材の設計使用を控えざるを得ないとの声が多く出されております。これらの欠点がない集成材やプレカット製品を生産する高次加工工場を誘致することにより地域材の利用度が高まり、林業の活性化につながりますし、県も木材製品で付加価値の高い高次加工部門の強化を目指し、研究会設置を決定していることから、関係業界とタイアップし、誘致を働きかけるべきと考えますが、いかがでしょうか。

第5点目は、林業はもちろん、農業、漁業、畜産業など第1次産業は他の産業以上にそれぞれの分野において専門的知識と能力が必要であるにもかかわらず、現在の市の組織は、農業、林業、畜産行政を一つの課が担当し、農業と林業を兼担する行政組織となっていることから、的確な調査研究、施策の立案に無理があるのではないかと感じております。それは、合併による産業構造の変化やそれぞれの産業における量的変化も起因しているのではないのでしょうか。特に合併によって森林率が高くなり、林業振興策の重要性が増してきている新市の実態に即し、組織機構を改め、専門担当スタッフを配置し、さらに地域実態に即した行政組織運営をするうえから、各庁舎担当者や関係団体を含めた研究会を設置し、林業活性化に資する考えはないのでしょうか。

第6点目は、市は本年2月に発表した新エネルギービジョン策定に当たり、平成11年3月に地域エネルギービジョンを策定し、風力や太陽光などの天の恵み、畜産ふん尿や水力などの地の恵み、豊かな風土、文化を守り育てた人の恵みを生かすことを基本理念に、新エネルギーの町傳巻宣言を行い、日本一の新エネルギーの里を目指すことを全国に発信し、木質バイオマス化発電、畜ふんバイオマス発電、バイオガスシステム燃料電池による発電、太陽光発電などの施設やペレットボイラー、ペレットストーブなどを導入し、先進的取り組みを行い、地域活性化につなげている岩手県の傳巻町を、昨年9月に策定委員会メンバーが視察しております。同町はさらに森林資源の活用と持続可能な循環型林道の構築に向け、間伐材搬出に対する助成、伐採跡地の再造林に対する助成、触れ合いの森整備事業、ペレットストーブ設置事業などにふるさとづくり基金条例を制定し、本年4月より町内外から1口5,000円の寄附を募り、さらなる地域活性化事業の推進に取り組んでおりま

す。本市の林業活性化事業の推進にこのような条例の制定をする考えがないか伺いをいたします。

以上、6点にわたり伺いをいたしますが、ふるさとの森、川、海を守り、豊かで住みよいむつ市をつくる観点から、今後の森林、林業、林産業の活性化に光を当てる答弁を期待し、この件での質問といたします。

次に、市道の改良整備について伺いをいたします。道路は、私ども市民にとっては日常生活において欠かすことができないライフラインであることから、市当局の生活環境整備、とりわけ市道の改良、維持整備に努力していただいていることに対し、感謝と敬意を表するものであります。私は、昨年6月に開催されたむつ市議会第184回定例会において、市道の整備、とりわけ旧大畑線廃止後の市道と交差している踏切やガードの改良整備状況について、その進捗状況をお尋ねいたしました。それに対し、むつ地区は8カ所全部が改良整備されているものの、大畑地区が6カ所中1カ所だけの改良整備にとどまっており、今後財政状況を見きわめながら解消を図っていくとの市長の趣旨答弁であり、早期の整備促進に大いに期待しているところであります。

その中で特に市道中島9号線に仮設されている旧大畑線鉄道工作物であるいわゆるガードの撤去について求めたところ、市長は地域の安定した道路交通網を確保すべく検討を進めているとのことでありました。それから1年を経過した現在も改良工事が実施されていないことから、近隣の住民は救急車、消防署などの緊急車両が通れず不安な気持ちで毎日を送っている実態にあることから、ガードの撤去は早期に実行しなければならないと認識しておりますし、市当局も同じような実態認識をしていると理解しております。

線路敷地跡地所有者との協議もそのような認識

のうえに立って行っているものと思われませんが、聞くところによれば、市の要請に対し、保存車両を毎年4月から11月の毎第3日曜日に動態保存会の皆さんが延長200メートルを運行しておりますが、その運行距離を延ばしたいとの意向があり、そのようになればガード上も運行することとなり、応諾しかねるとのことから進んでいないと伺っています。それが事実だとするならば、私は問題を感じざるを得ないのであります。

それは、動態保存や車両運行について否定するものではありませんが、市道はもともとは前にも申し上げましたとおり、旧大畑営林署の森林軌道敷であり、当時その敷地上にガード設置を了承した理由に、鉄道は公共交通機関であることから、大きく作用しての判断であったと理解していますし、その後旧大畑町の町道と認定されたときも同じような判断から継続使用されてきたものと理解しております。そのような理解に立つならば、大畑線が廃止され公共性がなくなった工作物は、公共施設である市道に支障とならないよう対処するのが当然であり、土地所有者の了解を得られない構造物は不法ではないかと思うのでありますが、このことに対する市当局の見解も含め、検討状況と今後の見通しについて伺いをいたします。

以上、二つの課題について申し述べ、市長初め理事者の明快で前向きな答弁をご期待申し上げ、最初の質問とさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 目時議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点目は、間伐の促進に関して資金面での補助や所有者との連絡調整を市が主体となって対策を講じる必要があるのではないかと伺っていますが、目時議員ご指摘のとおり、森林の持つ多面的機能の発揮へ国民の期待が高まって

いる一方で、林業経営の悪化等から間伐などの手入れが十分でない森林が見られるようになるなど、森林の管理水準の低下が危惧される状況となっております。

間伐の推進に関しては、国では前期対策に引き続き平成17年度からも間伐等推進3カ年対策として事業を実施しております。この制度により68%の補助を受けることができますが、林家が取り組みやすくするためには、この補助制度と林家負担の少ない施業方法を組み合わせることによりコスト縮減を図り、採算性を向上させながら経営意欲の喚起を図ることが必要であると考えるところであります。

また、補助金のかさ上げにつきましては、これらの対応、動向を勘案しながら、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

また、森林所有者との連絡調整につきましては、現在森林を所有する林家の出資により運営されております森林組合において、役職員が個別に林家を訪れ、森林経営に関する話し合いをしていると聞いておりますので、その成果に期待するところであります。

第2点目は、伐採跡地で再造林されていない面積が幾らで、それに対してどのような対策を講じているかという質問であります。市では現在再造林が必要な面積がどの程度なのかは、伐採届の有無や萌芽更新の実施等から確認が困難となっており、詳細を把握できない状況となっております。また、再造林に対する対策であります。また、さきの質問にもありましたように、採算性の低下や世代交代などにより造林に対する意欲が失われているのが実態であると思われま。

さらに、小規模分散型の所有から個々の林家が自ら植林をするということはなかなかできない状況にあり、規模分散型の山林では施業の集約化が必要で、再造林を進めるためには森林組合など

が森林所有者に対して、より具体的に施業の必要性をPRし、補助制度や必要経費、木材販売の状況、あるいは施業の方法などを説明しながら、施業意欲を引き出す取り組みも一つの方法ではないかと考えるところであります。また、補助金についても、この全体の取り組みの中でどうするのか、間伐対策も含めて今後検討課題とさせていただきたいと思っております。

第3点目は、木質バイオマス等の新エネルギーの導入推進、公共施設にペレットストーブを設置できないかという質問であります。本市には豊かな森林資源があり、木材生産に伴い生み出される木質バイオマスも多く賦存しており、バイオマスエネルギーとして古くからまきや木炭が燃料として使われてきた歴史があることから、この木質バイオマスを進化させて活用していくことは森林の再生につながるだけでなく、森林と海をつなぐ生態系の循環といった地球環境の保全に貢献するものであると考えておるところであります。バイオマスからエネルギーを取り出すには、バイオマス同士の組み合わせや単体での方法があり、単体で扱いやすく効率的に容易に熱を取り出す方法として木質バイオマスのペレット化によるストーブの利用があります。現在市内には3台のペレットストーブが導入されておりますが、燃料となるペレットは岩手県から購入するなど、まだ実演展示の域を出ていない段階にあります。ペレット製造施設整備には多額の資金を要し、また需給の見通しなどを把握する必要もあります。

市では、平成18年2月に策定したむつ市地域新エネルギービジョンをより具現化するために、庁内に設置したバイオマス利活用にかかわる詳細ビジョン策定準備会で木質バイオマスの活用が可能か検討をしており、いましばらくお待ちいただきたいと存じます。

第4点目は、木材製品に付加価値の高い集成材

やプレカットなど、高次加工工場の誘致についての質問であります。青森県では木材高次加工研究会準備会を立ち上げ、これまで3回の協議を経て、今後開催されます第4回目からは正式に木材高次加工研究会とし、流通、販売関係者の参画を得たうえで課題を整理し、今後の方向づけをするための協議を行うこととしております。

施設建設には多額の費用を要することや、流通のノウハウなどが必要とされ、他県では大手企業が参画し、運営を行っているようであります。いずれにいたしましても、高次加工による製品化は木材販売面のメリットだけでなく、雇用や建築業など地域に大きな影響を及ぼすものであり、今後の推移を見ながら、下北地域への誘致が可能かも含めて検討課題であると考えておるところであります。

第5点目は、林業専門スタッフの配置と研究会の設置についての質問であります。現在行政改革により事務事業の簡素化、合理化の推進、組織機構の見直しを進めている状況にあること、既に関係機関も参画した森林、林業関係組織があること、また本庁舎と各庁舎間の連絡調整体制も整ってきていることなどを考えますと、新たな組織の設置については今後十分な検討を加えていかなければならないと考えておるところであります。

第6点目は、ふるさとづくり基金の創設についての質問であります。森林の適正な整備、保全に努めることは森林所有者などの責務であります。林業、木材業関係者だけでなく、森林のもたらすさまざまな恩恵を享受する側の個々の国民を含めた社会全体からの支援が必要であるとの考え方が出されており、ご指摘のふるさとづくり基金はこのような考えに沿ったものであると思われまますが、国民全体の意識が今以上に高まる必要があるのではないかと考えておるところであります。しかしながら、ふるさとづくり基金につきま

しては、森林に対する地域住民の意識や社会経済情勢の動向を踏まえながら、これからの森林、林業のあり方を検討する中で研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市道の改良整備についてのご質問にお答えいたします。中島9号線の緊急車両通行可能路線への改良整備についてであります。ガードの撤去につきましては、昨年度よりガードの所有会社と交渉を続けておりますが、いまだ了解を得ることができない状況にあります。市では、ガードの所有会社と交渉を続ける一方、設置当時を調べることで撤去交渉に進展が見られるのではないかと調査をいたしておりましたが、残念ながら昭和初期のことで、関係書類を見つけることができませんでした。いずれにいたしましても、ガードの所有権は所有会社にありますので、今後も交渉を続けていかなければならないものと考えております。

また、土地の所有者の了解が得られない構造物は不法ではないかとのことですが、この箇所の道路用地は法定外公共物として本市が国有財産の譲渡を受けているものの、構造物はそれ以前より存在しております。しかしながら、ガード両側の橋台をのぞく中央部分の橋脚が当市の道路用地に立っておりますので、議員ご指摘のように、不法であるかどうかも含め今後検討してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 44番。

○44番（目時睦男） 今市長から答弁いただいたわけですが、間伐の促進と無立木地、伐採跡地の植栽に対する取り組みとして補助金制度等を含めて今後の課題として検討していきたいということでのお話であります。私は、前にも申し上げておりますが、先ほどの市長答弁でもありましたように、国・県の補助率が間伐の場合に68%の補

助率になっています。そういう中でも林家の人たちがなかなか自分の山を間伐しようという状況に至らない。それは、先ほど冒頭質問で申し上げたようなことだろうという認識をしています。その中で私は、一方でなぜ、おまえの山であればおまえが間伐やるのは当たり前だべというのは一般的状況です。しかし、地球温暖化対策なり、CO₂を削減をしていく、京都議定書にあるように2010年までですか、このCO₂の削減を国際的に約束をしている日本、そして森林を多く抱えているこの本市むつ市、こういう部分で見た場合に、公共的な意味を持っている森林の整備というものについての主体的な任務を負う必要があるのではないか、私はこう考えます。近隣であります、今東通村はこの68%に、さらに村として10%の補助を出して、そして間伐を促進しているという実態があります。私も数カ所東通村の民有林見てきました。やはり整備されていますね。今そういう状況の中で下北のヒバから杉に、そして今杉がもう主伐の時期に差しかかっていく、そういう優良材を生産するためにも間伐の促進は欠かせないという、こういうようなことです。

もう一つ、森林組合の方にもいろいろ実態をお聞きしました。森林組合も市の方にいろいろと相談をしていくと、市が予算がないからどうにもならない、このようなことで一蹴をされるというような状況でお聞きをしています。そういう面で私は、新市となったこのむつ市は森林率が高くなったわけでありますから、この間伐の促進、そして伐採跡地の無立木地に植林をしていく、こういう使命を主体的に持った具体的な施策を来年の予算編成に向けて検討していくということを私は市長から再度決意のほどをお伺いしたいと思います。

バイオマスについては、先般の前の質問と今回の答弁も趣旨は変わっていないということで理解をするわけでありますが、私はこれもまず

先ほど申し上げましたように、学校とか公共施設等やはり新しいエネルギーを利用することが必要だというか、大切なのだということを教育上からもそういうことで、今後市全域に広めていく、そのためにも試験的にというか、そういう開発での導入を、財政が大変な中で、それは承知をしながらも、1台でも2台でも導入をしていくということで進めるべきではないのかと。確かに燃料の輸送費等含めて単価が高いという、これがあります。将来的にはこの下北の地に、我が市に燃料生産ができる、そういう工場の設置ということも展望しながら、この辺についての再度の答弁をご期待申し上げます。

高次加工工場の誘致の関係については、1月の東奥日報に三村知事、今市長がおっしゃったように、研究会を設置するという事で数回検討しているようであります。今後私は、来年度以降、具体的にどの地に県が工場を設置するかということが自治体との相談も含めて出てくるだろうという見通しをしています。そういった場合に我が下北、とりわけ本市がこの県の高次加工工場を誘致してほしいと、こういうことを関係業界なり団体ともタイアップしながら県に働きかけていくということ、このことが今からやっていく必要があるのではないかと。再度の積極的な取り組みをお願いしたいということで、再度この分についてはお願いしたいと思います。

さて、それで若干掘り下げてというか、2点ほど質問をいたしますが、森林の整備は森林生態系に基づいて流域ごとに管理する仕組みとなっております。本市は、下北流域として位置づけられておりますが、5年ごとに市が森林整備計画を策定することとなっているわけであります。この計画が具体的にどのような手順と方法で策定しているのかお伺いをしたいと思います。

それと、関連するわけでありますが、二つ目は

適正な森林整備を行うためには地番ごとの所有者名、人工林、天然林別面積、樹種別面積、材積、林齢、年平均成長量、地質などや植栽年度、保育、間伐等の履歴を記録した、仮称ではありますが「森林台帳」を備える必要があると思いますし、備えられているのかどうかお伺いするわけですが、それは下刈り、除間伐、主伐を適期に計画実施するための基礎資料として必要であろうと思っております。本市の民有林の森林管理はどのようにして行っているのかお伺いをしたいと思えます。まず、以上の林業問題について、再度のご答弁をお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 林業の中で、特に間伐対策の国の対策は後手後手とやってきている。間伐を進めなければ杉の人工造林した森林は疲弊するよという指摘がされたのは、既に30年前であります。その間に外材の輸入量がふえ、国産材の価格競争に勝てないという状況が出てきている。今68%補助金出すから間伐やってくれと言われても、その意欲を失った人たちの気持ちを奮い立たせることができない状況になってきている。そういう中で、いろいろな試みがなされてはいます。

例えば奥内二又山とか鍋谷山という共有林、あるいは共有林を含めた民有林がありますが、ここでは任意の組合をつくって森林の手入れをしながら負担金をそれぞれ払ってもらおうという形をとっております。完全に自主努力を中心とした活動をやっているわけでありまして、目時議員がおっしゃいますように、行政が手とり足とりしてやっているものではないわけでありまして、このような任意の組織を育成するというのも一つの手法でありましょうし、東通村のようにお金を上乗せすることができるような財政状況であればそれほどいいことはないとは思っておりますが、一方ではそういう努力をしているところがある。もう一方

では自治体が金を出して、目時議員は専門家でいらっしゃるのでは、整備が進んでいますよと、こうおっしゃるのであれば、相当それは結構な状況になっているとは思っておりますが、何度もご発言がありますように、森林面積が膨大になってまいりまして、補助金を上乗せするという事になれば、その金額もまた少ないものではないということなど考え合わせて、総合的にどのような方法がそれでは我々に残されている手法であろうかということをお考えなければならぬと思えます。

次に、木質バイオマス等の新エネルギーという件に関してであります。3年ほど前、デンマークのコペンハーゲンから50キロくらい離れたところで畜ふんと、それから木材チップで熱をつくり出しているバイオマスを実現しているまちを拝見してきました。これは、その工場で発生した熱をお湯にかえて各戸に給水すると、こういうシステムでありまして、国や地方自治体がどれくらい関与しているのかという質問をしましたが、すべて参加する方々の出資金によって運営している。デンマークはご承知のように、税金の高いところでありますが、それでもなおかつ自らのエネルギーに対しては先払いするという形で出資金を出す、それと使用料を取るという、そういうことをやっている。先ほどからチップ、ペレットを燃すストーブを学校などにつけたらどうかという提案がございまして、現在暖房が入っている学校が徐々にふえてきております。これから建てなければならぬ学校も建物全体を暖房するという方法をとらざるを得ない状況がございまして、そういう中で、ご発言のような趣旨の問題を、現在全体暖房がない学校もあることはありますから、検討していかなければならないと思えますが、大量にペレットを買えば、多少値切って買えるかもわかりませんが、少ない学校の分を購入するということになると、今の高い灯油を使っているストーブよ

りもペレットの方が高いものになるという可能性は考えなければなりませんから、そのあたりの検討はきちんとやらなければならないと思います。

また、このペレットの製造に関しては、知的所有権の問題があって、こちら地元で工場をつくるようになって、その知的所有権をどのように生かしていけるのかという問題と一緒に検討しなければならない。このメーカーはサンポットです。もうどうせやるなら、そこと深い話し合いをして、こちらの木材資源を生かす方法はないかと。ただ、今現在は岩手県の知事がペレットは岩手から買ってくれと、こういうことをやって、森林組合にも1台入っていますね。これは、ストーブはただで入っていますが、ペレットは買ってくれということだけは条件になっているようですが、そういう営業方針をとっているわけでありますので、この壁を打ち壊すことができるかどうかということは、サンポットとしても岩手県との多分何らかの約束事があるだろうと考えますので、そういう制約を排除して、できればペレットをつくれるようになれば、石油の高騰は高どまりあるいは先高という見通しの方が今強いわけでありますから、それとの関連で考えますと、今のような知的所有権をめぐる問題を解決することで地域に有利になる、あるいは間伐材等の有効活用も図れるというようなことになれば、それが一番いい道であると考えますので、その方法で取り組んでいきたいと考えます。

次に、木材製品の付加価値の高い集成材やプレカットをできないかと、工場を誘致する運動をしようと、こういうご指摘でございました。運動を始めます。

それから、森林計画の策定手順、森林台帳があるのかどうか。民有林についての諸問題については担当部長から答弁させます。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 流域ごとの管理というふうなことで、下北流域として位置づけられた計画についての質問でございますが、ただいま青森県では県全体の山、川、海というふうなことが言われていることから、流域ごとにそれぞれの地域、あるいは下北では地域県民局の地域農林水産部を中心として流域ごとの検討を加えてございます。それを持ち寄りまして、県全体で昨年度より検討会を開いておりまして、私経済部長も経済部長として県の方のそっちの方の検討委員会になると思います。具体的な県としての基本方針がまだ定まっておりますので、下北管内の方の流域ごとの具体的なものも定まっております。ただ、むつ市森林整備計画は、平成16年度から平成23年度の分が現在ございます。議員ご指摘のとおり、5年ごとに見直して10年間の整備計画を立てることになっておりますので、今現在そういうふうな環境の変化に伴う県の指導、助言を受けながら計画を策定に向けて準備している段階でございます。

また、適正な森林整備計画に沿うために森林台帳なるものが備えられているのかというご質問でございますが、私どもむつ市には先ほど議員おっしゃられました具体的、詳細なことまで押さえた森林台帳は策定してございません。必要に応じて森林組合の方に状況を聞いたり、あるいはその一部の地域について現地調査をする状態となっております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 44番。

○44番（目時睦男） 林業問題、時間がありませんから、先ほどの回答で次の関係について質問いたしますが、先ほど市長答弁の中でプレカット工場誘致について積極的に運動を始めると、こういう決意をいただきましたので、関係業界なり団体と連携をしながら、実のある取り組みをご期待を申

上げたいと思います。

それで、ガードの関係についてであります、私もこの現地を前から見ているわけですが、現在保存車両の運転は旧大畑駅構内200メートルを運行しているわけですが、延長するというふうなことになるれば、それ以外は現況はレールが既に撤去されている。そして、200メートル運行している終点のところからすぐに、前の東町踏切であります、踏切がありますし、その踏切からガードまでが200メートルあります。そして、ガードからさらに奥50メートルで旧踏切を市道の盛り土をした改良整備している箇所があります。そういう意味からしますと、具体的に私は現在の200メートル運行をさらに延ばすにしても、ガードまで延長するということが必要ではないのではないかという、端的に言いますと、さらに250メートル延長しなければならないという根拠がわからないわけであります。そういうような意味で、置かれている状況が緊急車両が通れないという、こういう状況でありますから、市長の決意として所有者に市の総力を挙げてお願いをしていくと、こういうことについて、再度決意のほどをお聞きをしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） これは、構造物の所有者が現に存在するわけでありますので、所有者がどのような発想で我々の申し入れに対して拒否しているのか、そんなくをしながらやっているという状況があります。ただ、先ほども申し上げましたけれども、ガード前後の土地は平成17年3月31日に法定外公共物としてむつ市に国有財産の譲与がなされているという状況がありますが、前後の土地であります。当該地は、これは株式会社柏翠のものになっているということがありますので、この辺をもう少し丁寧に調べまして、法的に理解し

合える状況があれば、それを実現していくための努力をします。

○議長（宮下順一郎） これで、目時睦男議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

慶長徳造議員

○議長（宮下順一郎） 次は、慶長徳造議員の登壇を求めます。53番慶長徳造議員。

（53番 慶長徳造議員登壇）

○53番（慶長徳造） むつ市議会大畑クラブの慶長徳造でございます。むつ市議会第188回定例会で一般質問を行い、市長の施策を問うものであります。

質問に入る前に、去る4月29日急逝されました同じ会派の故池田正利議員のご冥福を心からお祈り申し上げます。

それでは質問に入ります。今回は、二つの項目について質問いたします。

第1の項目は、東北新幹線新青森駅開業についてであります。青森県民の長い長い間の悲願でありました東北新幹線がようやく青森県に入り、去る2002年12月1日、新八戸駅開業となりました。その後新青森駅までの工事がそれなりに順調に進み、2010年と言われております東北新幹線全線開通、新青森駅開業まであと4年余りとなりました。この東北新幹線開通については、我々県民挙げて政治、経済、学術、文化とあらゆる分野においての発展に大きく期待しているのであります。だからこそ我々県民にとっては悲願の新幹線開通と言

われているわけであります。しかしながら、新幹線が青森市まで開通しても、黙っていても県民の生活がよくなるわけではありません。この開通を大きなチャンスとして、あらゆる分野にわたってしっかりととらえ、万全な対策を樹立し、実行してこそ青森県全体、そして新むつ市の発展があるのであります。

さらに、大いに気になる問題の一つにJR大湊線の問題があります。新幹線が新青森駅まで開通しますと、在来線はJRから切り離され青い森鉄道に引き継がれると思います。そうなりますと、大湊線はJRから孤立した線路になると思います。そういう状態になっても今までどおり運行されるのか、非常に心配なことであります。

新聞報道によりますと、JRでは東北線の経営分離後、大湊線と津軽線を他の線路からほぼ切り離した形で運営せざるを得なくなる。経営上運営が非効率的になることは間違いなく、さらに利用状況等を踏まえ、適切な判断運営形態について具体的な検討を進めるとあります。これを見ると、現在の形でのその存続に大きな不安があるのであります。いずれにしても下北地方、新むつ市がこの新幹線開通にどのような影響を受けるのか、またどのようにこのチャンスを生かしていくのか、これからの新むつ市の命運がかかっていると言っても過言ではないと思うのであります。新幹線開通ほどのチャンスは当分ありません。このまたとないチャンスを最大限生かして新むつ市の発展を図るべきであります。

しかしながら、私の不勉強なのか、また合併前のむつ市議会でそれなりの論議がされたのかわかりませんが、新むつ市としての動きがさっぱり見えてこないのであります。そこで、市長に次の3点について質問いたします。

市長は東北新幹線全線開通新青森駅開業について、どのような認識を持っているのか。このまた

とないチャンスをとらえ、これを最大限生かして新むつ市の発展の施策を展開していくのか、あるいは新幹線開通といっても50キロも60キロも遠いところを走る新幹線には大した期待はできないと考えているのか、そのあたりのご認識をお伺いするものであります。

第2の項目は、観光産業についてであります。まず表題の観光産業の字句であります。普通観光については、観光の振興とか、単に観光とか、産業の字句を入れない表記が多いのであります。今回あえて観光産業としたのは、観光を産業としての考えが重要であると考えたからであります。観光については、昨年9月のむつ市議会第185回定例会で質問いたしました。そのときの質問では、観光行政に対する市長の具体的な考え方及び新市まちづくり計画に基づく5カ年の実施計画作成について質問いたしました。観光行政に対する市長の基本的な考えは理解できるものの、実施計画に対する答弁では明快な答弁が少なく、下北観光協議会の戦略としての活動として広域パンフレットや下北半島フェスタ、来さまい！下北共和国スポットのCM放映等行っているの、ご理解を賜りたいとあります。会議録も再度読み返してみましたが、大概のことについては理解し、また理解するよう努めているつもりではありますが、これについてはどうしても理解できかねるのであります。非常に気になる問題であります。

それは、第1の項目で申し上げましたように、間もなく東北新幹線全線開通新青森駅開業となります。この新幹線開業で、その発展が一番期待できるのは観光産業であると言われております。また、新むつ市の発展のかぎを握るとも言われております。その観光産業が市長答弁のような対応でよいのか、大丈夫なのか、非常に危惧されるのであります。だからこそ同じ問題で短い月日を終えた時点での質問は控えるべきだと十分承知のうえ

であえて質問しているわけでありませう。

幸い新むつ市には、全国的に有名な恐山を初め大畑地区には薬研温泉、ここには先般の「森の巨人たち百選」に選ばれました樹齢800年のクリの木「おぐり」があります。また、森林軌道を通すために大きな岩を人の手で掘削してこれを通したトンネルがあります。いわゆる人の手で作った森林軌道のためのトンネルでございます。それから、物語にいたしましても、恐山の自覚大師と薬研温泉のかっぱとのかかわりのあるかっぱの湯の伝説もあります。それから、川内地区には湯野川温泉があります。この川内地区は、川柳の町として有名でございます。ここには、全国的に知られております川柳歌人時実新子さんの「君は日の子われは月の子顔上げよ」という格調の高い川柳が大きな石に刻まれまして、道の駅かわうち湖の、あそこは川内のダムのところのところに建立されております。こういう大きないしぶみは、川内には大小合わせて何十とあります。非常にすばらしい句がいっぱいあるわけでございます。それから、脇野沢地区に参りますと、鯛島とかあるいは北限のニホンザルなどありますし、ここの九艘泊の奥の方には、かの有名なサトウハチロー氏の自然と猿を歌った、これも大きな記念碑があります。このように数多くの観光資源があり、それぞれ歴史、文化的物語を有しており、枚挙にいとまがないくらい豊富であります。これらの観光資源を適切に活用していけば、産業活性化の中心として期待できるのであります。新しい事業の開拓ももちろん必要であります。それには困難性と時間がかかりませう。まずは、現在ある資源の活用を図ることこそ間近に迫った新幹線開業という大きなチャンスを生かす道と思ひます。改めて市長に東北新幹線全線開通新青森駅開業という、このまたとないチャンスを新むつ市の産業として観光の活性化にどのようにつなげていくのか質問いたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 慶長議員のご質問の1点目、東北新幹線新青森駅開業についてのお尋ねにお答えいたします。

東北新幹線八戸 新青森間につきましては、全国的な課題として長年にわたる運動の成果が実り、平成22年度末に開通のめどが立ったことはまことに同慶の至りと存じます。八戸 新青森間の開業は、むつ下北地域にとりまして、観光を初めとした地域振興策のうえで千載一遇の機会ととらえておりますし、開業効果を最大限に引き出すために、この地域が一丸となって取り組むことが重要であろうと考えております。ただ、新幹線開業後は八戸から青森までの東北本線が青い森鉄道に経営分離されますが、東北本線の支線である大湊選の経営については移譲されないという認識でありますものの、JRの路線として存続されるかどうか、また新幹線へのアクセス手段によっては大湊線の利用者が減少するのではないかというような危機感を抱いております。

新幹線の開業に向けてのこれまでの取り組みといたしましては、新幹線駅の地元自治体である青森市及び七戸町では新幹線効果を最大限に享受できるよう検討を進めており、そのうち七戸町では駅周辺整備の方向性や広域的な振興施策等を総合的に検討する組織として、東北新幹線七戸（仮称）駅活用プロモーション会議を設置し、下北総合開発期成同盟会としても、その委員として参画しており、当市においてもこのプロモーション会議が中心となって意見交換会を実施しております。

また、下北観光協議会では、宿泊、交通などの事業者及び行政関係者によるワークショップを開催し、それぞれの立場からアイデアを出し合い、観光客を呼び込むための体制を模索しております。開業までに残された時間はわずかでございます。

が、陸路や海路などの2次交通とのアクセス問題等検討されなければならない課題をたくさん抱えておりますので、民間との連携を一層強化し、開業による経済波及効果を一過性のものとならないよう知恵を出し合っていかなければならないだろうと思っております。

また、大湊線については、東北新幹線新青森駅開業後もJR東日本により経営存続していただくよう下北総合開発期成同盟会として継続要望しておりますが、JR東日本としては、このまま継続してまいりたいとのスタンスのようでありまして、ご理解賜りたいと存じます。

次に、観光産業についてのご質問にお答えいたします。平成14年12月に新幹線が八戸まで延伸されたことにより、北東北の交通拠点は盛岡から八戸に移り、このことが青森県内の主要観光地に多大な影響を与え、さらに多くの人たちの目を観光産業に向けさせたことは疑いありません。しかし、同時に観光地や市町村によって影響の度合いに若干違いが出てきているのも事実であります。平成22年には、東北新幹線新青森駅が開業することになりますが、八戸駅開業のときと同様に、この地域の経済に大きな影響があると考えられます。下北地域は、中長期的に見れば、観光客は拡大傾向の途上にあると考えられ、観光地の魅力を考えて場合に、県内でも最大のポテンシャルを秘めた地域であり、県内でもその魅力は上位にランクされております。また、観光産業としてとらえた場合、例えば土産物の購入もその地を訪れた観光客の楽しみの一つであろうと思えます。できることなら、素朴なものであっても、その地で作られたものを手に入れたいという気持ちはだれにでもあります。生鮮海産物、農水産加工品、ヒバ製品、地酒、そばなどがその土地ならではのものが多いという点では、決して他の観光地に劣るものではなく、下北地域は、まず合格点をもらえるものと考えて

おります。

私は、何度か述べておりますが、産業としての観光は交通、宿泊、飲食店関係だけにとどまらず、第1次産業から第3次産業まで幅広い経済的効果が期待できる重要な産業と認識しており、下北地域の経済振興の一翼を担う産業だと考えております。平成22年の東北新幹線新青森駅開業を関係者ともども大きなチャンスとしてとらえ、観光産業として成功させるべく取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（宮下順一郎） 53番。

○53番（慶長徳造） 再質問をいたします。

ただいまの答弁で、市長もこの新幹線開業については千載一遇の機会であると、大きなチャンスという認識でございますので、非常に心強く思っているわけでございます。こういうまたとないチャンスは、この後当分ないだろうというふうに言われているわけでございます。ただ、先ほども申し上げましたように、私の不勉強なのか、それにしてはなかなか盛り上がりがないといいますが、目に見えた活動がわからないわけでございます。あと4年もあると思っておるのか、あるいは私はあと4年しかないのだというふうな感じを持っているわけでございますが、それでこの何かまた新市の中で、住民の中でいま一つ盛り上がり欠けるような気がするわけでございます。

この新幹線に対する活性化を図るために、どのようにこれを活性化につなげていくか、市長の諮問機関のようなもの、諮問委員会のようなものを立ち上げて検討したらどうか。これは、その委員などについては、市の方から任命するのではなく、募集の形で広く民間から委員を求めて、いろいろな人の意見を参考にしてこの新幹線開業に対する活性化の対策を進めたらどうか。そうなりますと、これは市民参加型になるわけでございますから、むつ市民の新幹線に対する認識も非常に

関心が高くなるのではないかと、そういう感じをしているわけですが、そういうふうなもの、委員会のようなもの、あるいは諮問機関のようなものを立ち上げて、さらに進めていく考えがないかどうか伺いたします。

この新幹線については、新聞報道によりますと、県の新幹線交通推進課では、新青森駅開業に向け、自発性や熱意のあふれるところに優先的に予算や人をつけざるを得ないと、こういうふうな報道もあります。やはり地元の方で一生懸命やれば、それなりの県の支援も期待できるのではないかと、そういう感じがするわけですが。

それから、観光産業についてですが、これもやはり同じように、新幹線対策の観光について諮問委員会とか、あるいは委員会とか、そういうものをあわせて立ち上げる。先ほど新幹線の方で申し上げましたものの中でやっても結構ですが、いずれにしても市民参加ということをもっと打ち出してもいいのではないかと。そういうことによって、行政からの依存を一步前進して自ら行動する機運とか、あるいは意識改革が期待できるのではないかと、そういうふう思うわけですが、また地域の素材を見詰め直す意識も出るのではないかと、そういうふう考えております。もうあと4年ぐらいしかないわけですが、いろいろと講演会とかそういうのも開かれておるようですが、ここは実施計画、実際の計画をつくって一步踏み出す、そういう時期に来ているのではないかと、そう考えるわけですが。これについて市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 観光にかかわりを持つ産業というものは、民間の努力によるところが大きいものと考えます。我々持っておりますのは下北観光協議会という組織でございます、これは現在は

1市1町3村で構成しているわけですが、行政的な担当者のための会議であり、それに加えて交通関連業種も入ってきております。その上にさらに観光を振興させるための組織、民間組織をつくるということになりますと、観光協会との整合性の問題が出てきます。観光協会連合会、合併したむつ市にも観光協会は四つあるわけです。それぞれがそれぞれの活動を展開しているわけです。さらに、民間の方々に集まっていただくということになりますと、重複するということがないのか、懸念するところであります。ただし、その観光協会によっては、その活動のシステムがそれぞれ違うようなことも考えられますが、しかしそれぞれの観光協会はかなり懸命に活動を展開していると私は思っております。若干奇妙な組織もありますけれども、そういう点では屋上屋を架するようなことにはならないように留意しなければならないと思っております。

○議長（宮下順一郎） 53番。

○53番（慶長徳造） 観光産業につきましては、民間の力が大きいと、もっともそのとおりでございます。委員会を立ち上げることについては、観光協会との重複、整合性の問題があるということですが、申し上げにくいのですが、現在の観光については、観光協会については、いまい前に進むような気配が見えないものですから、このごろ会員も、全部のいろいろな各界各層、あるいはいろんな方々が観光協会の会員になっているかといいますと、そうでもないようだし、また会員があったとしても、実際中に入って活動あるいは議論しているのがいろいろな方々の意見とか、そういうのもって議論されてあるかとなると、そういうのについてはいささか疑問があるわけですが。それで多少重複しても、改めて大いに論議してもらうために、新たに委員を任命すると、新しい気持ちで、また新しい論議ができるの

ではないかと、そういうふうな感じで質問したわけでございます。いずれにしても、新しい委員会をつくる、つくらないにしても、市民がみんな、市民参加がこの新幹線開業の大きなチャンスを生かすような方策になるように、そういうふうな意識ができるように何らかの形で動くべきだろうと思います。

非常に難しい問題でございます。いずれにしても、この新幹線開通対策が十分であるか、また不十分であったかは、もうすぐ4年後の開通でわかるわけでございます。その開通されたときに、それまでの対策が充実したものであったとなるよう念願して私の質問を終わります。ありがとうございました。もし答弁があればお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 青森県では、今回の新幹線青森までの開業に向けて、組織機構を大きく変えまして、県全体で青森まで新幹線をいかに迎えようかというふうなことで、いろんな機会に訴えてございます。先ほど答弁にございましたように、プロモーション会議を立ち上げまして、私どもむつ下北地域にも、それぞれの観光協会なり連合なり、商工会、商工会議所がある中で、むつ下北がまとまったプロモーション会議に堂々と意見を述べて、まとまった意見を持ってきてほしいというふうなことで、観光局長、観光課長らが自ら来てやってございます。私どものむつ市観光協会もそれに向けまして、恐山大祭が先ほど議員がおっしゃったように全国的に有名なそういう施設でございますので、その大祭に向けてたくさんの日帰り客ではなくて、泊まり客がむつ下北にお金を落とすとして、むつ下北の美しい自然、大きな自然を見ていただきたいというふうなことで、7年ぶりの花火大会を市民からご協力を得ながらやりましょうというふうに、それぞれの機会にそれぞれの立場でやってございます。

旅館のおかみさんや土産物店のおやじさんなどが、食堂に来て、みそ貝焼き食うところは1軒しかない。さあ、今は大間のマグロはどここのすし屋で売っているよというふうなことが私ども事務局として全国から電話が来ればやれるようになりましたけれども、目に見えないところで申しわけないのですが、目に見えないところで頑張っておる民間の方々が今それぞれの知恵を出し合って頑張っている最中でございます、それを結集して大きな力にさせようとしているところでございます。何しろまだ七戸が何本とまるかわからない、七戸の駐車場がどうなるかわからない、そういうふうなわからないところが周りにたくさんありながらも、私どもがやれるものは何であろうかというふうなことを地道に活動しながら、今集結させて爆発させようとしていることをご理解願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 53番。

○53番（慶長徳造） さっきの終わりを取り消しまして、質問漏れが二、三ありますので。

今の答弁の中で、新幹線が七戸に何本とまるかどうかまだわからないというような話ですが、もうJRの方では内部ではほぼ固まっているのではないだろうか、ただ外に漏れないだけではないかと、そういう感じがしております。

それから、大湊線の問題で、実は今思ったわけでございますが、市長も懸念したように、大湊線が仮にもしなくなるようなことがあれば大変なことなわけです。私大畑線の問題について、廃止について内から、あるいは外からずっと見てきたわけでございますが、大畑線が廃止になる前は、田名部駅を見ますと、ここは田名部地区一番の繁華街で、ここにはホテルや旅館、あるいは金融機関、いろいろなものがいっぱいあったわけでございます。今はどうでしょうか。下北駅の方はあれだけにぎわっているのに、旧田名部駅前は非常に閑散

としているわけでございます。もちろんその原因は、駅がなくなったというだけではないと思えますけれども、駅がなくなったということ、大畑線がなくなったということは、一つのきっかけになったのではなからうかと、そういう気がしているわけでございます。

それから、海峡ラインについて、ちょっと私気がつきました。実は5月の連休に佐井村の方から回りまして、川内の野平から海峡ラインで出て見ました。そうしたら、通行どめとあるわけですが、ところが実際は半分あいていますから、実は行って見たわけでございます。看板には7月31日までの通行どめと。脇野沢の方まで行っても通行どめになるような工事とかがけ崩れがないわけでございます。新聞の明鏡欄にも、津軽の方から車で来て海峡ラインを通ろうと思ったら、通行どめで別に回ったと。私と同じように、一緒に3台の車が既にそこに入ったのです。ということは、連休中で相当あそこを目指して来た観光客があると思われるわけでございます。7月31日まで、非常に長いわけでございます。あそこは余り通らない地区だから、秋の葉研の紅葉に間に合うように開通すればいいのではないかと、そういう考えは全然ないとは思いますが、それにしても長過ぎると。どうしてそんなに長いのか、そこら辺をひとつお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 通告の範囲をちょっと超えているような部分がありますけれども、できるようでしたらご答弁お願いいたします。観光産業としてとらえてお願いいたします。市長。

○市長（杉山 肅） 現在国道338号、佐井村野平とむつ市脇野沢源藤城間の通称海峡ラインが昨年7月及び9月の大雨災害により3カ所ほど道路のり面が崩れ、現在利用できなくなっております。道路の管理者である下北地域県民局地域整備部によりますと、工事期間は4月25日から7月31日ま

でとなっております。現在復旧工事を行っておりまして聞いております。

閉鎖期間の告知は、新聞等で報道されたほか、川内地区、脇野沢地区、佐井地区、畑地区、野平地区、源藤城地区の6カ所に案内板を設置し、周知してあるようであります。閉鎖地区は、観光主要道路の一つであることから、市といたしましても、関係者と連絡を密にして早期開通を目指したいと考えております。

慶長議員はお通りになったようですけれども、事故がなくて結構でした。

○議長（宮下順一郎） 53番。

○53番（慶長徳造） 海峡ラインの件でございますけれども、事故になるようながけ崩れは私には見えませんでした。非常に安全に通行できるような道でございました。

なお、普通の大きな道路であれば、通行どめしないで片側だけでも通れるような措置をしてやるのが一般的でございますが、なぜかもう通行どめにして長い期間やっているわけでございますが、できるだけ早いうちに、せめて片側だけでも通れるようにしていただきたいと。これからの下北半島、あるいは新むつ市の観光産業を考えると非常に大事なことであらうと。また、工事をするにしても、片側だけでも通行できるような配慮を今後しながら観光道路を進めていくべきだと、そう思うわけでございます。

答弁もないようですから、これで終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、慶長徳造議員の質問を終わります。

1時45分まで暫時休憩いたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

横垣成年議員

○議長（宮下順一郎） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） むつ市議会第188回定例会に当たり日本共産党横垣成年、一般質問を行います。市長及び理事者におかれましては、明快で前向きなご答弁をお願いするものであります。

質問に入る前に、今むつ市民には国保税、市民税などの通知が送付されているところだと思えます。私のところにも、給与収入545万5,700円に対し、市県民税が12万800円、国保税が39万6,500円と足して51万7,300円の請求が来ました。実に国保税は高いのであります。私のようにほとんど病院に行かない者は、ただ39万円取られるという感情しかありません。しかし、また私が何かの病気で病院に行くと39万円に加えて3割負担の病院代を払うということで踏んだりけったりの世の中とはこのことを言うのでありましょう。しかも、このたび国会では、自民党と公明党が……

○議長（宮下順一郎） 横垣議員にお願いいたします。

通告に従っての一般質問でございますので、ご発言にはご留意をお願いいたします。

○21番（横垣成年） 議長の公平なる忠告ありがとうございます。

さらなる医療負担を強いる医療改悪法案を委員会で野党の意見も聞きもせず強行採決いたしました。これにより、ことし10月から70歳以上の長期入院患者の負担がふえ、2008年4月から、70歳から74歳の方が2割負担などとなります。こういう政府与党の悪政から市民を少しでも守るような答弁を願い一般質問に入りたいと思います。

まず第1点目、障害者自立支援法についてであ

ります。障害者自立支援法は、総選挙での自民党の圧勝を受け、2005年10月31日に行われた特別国会において、自民党、公明党が成立させました。

私は、_____であるその政党に福祉の看板を掲げている政党がついているから、そんなにひどいものではなかったらと思っていました。ところが、どうでしょう、知れば知るほどこんなひどい法案はいまだかつてあったかというものであります。ここまで来たのだな、金もうけ、経済優先の日本は障害者にお金を使いたくないという思想が見事にあらわれた法案なのだという思いであります。

さて、障害者自立支援法のむつ市への影響についてお聞きいたします。影響を受ける施設は何カ所あるのでしょうか。また、市として施設の経営状況、障害者本人の実態をどのように受けとめているのでしょうか。今後市として障害を持つ方々と施設への対応をどのように考えているのでしょうかお聞きいたします。

2点目であります。豊かな生態系維持についてであります。食物連鎖の頂点にある動物に対する鳥獣保護計画作成についてであります。豊かな生態系維持のためには、食物連鎖の頂点にある動物の保護は欠かせないものであります。アメリカの学者であるレイチェル・カーソン女史が「沈黙の春」という本を書き、当時アメリカで大量に使用されていた農薬と殺虫剤が豊かな生態系を壊していることを証明いたしました。レイチェル・カーソン女史は、自然というものは無限ではない、無限どころか繊細なものだということを私たちに教えました。彼女は、経済性、人間のみの便利さ一辺倒を批判し、このように言っております。「私たちは、いまや分れ道にいる。長いあいだ旅してきた道は、すばらしい高速道路で、すごいスピードに酔うこともできるが、私たちはだまされているのだ。その行きつく先は、禍いであり破滅だ。

もう一つの道は、あまり「人も行かない」が、この分れ道を行くときにこそ、私たちの住んでいるこの地球の安全を守れる、最後の、唯一のチャンスがあるといえよう」、このように言っておりました。現在の欧米での豊かな生態系を回復維持する努力には敬服するところがあります。経済だけでなく、こういう面も日本は欧米に学ぶ必要があると思います。

一部を紹介すると、カナダは3,000万人の人口に対し、4,000人のレンジャーを張りつけ、自然を監視しております。日本はというと、たった223人、平成15年10月現在、とても少ないのであります。カナダと同じ規模で配置すると、日本は1万6,000人配置するということになります。日本の政治では、まず無理な配置規模でしょう。それだけでなく公務員削減しか、そういう考え方がない日本の政府与党にあっては、223人さえも削減の対象になりかねません。

さて、去年はブナの実が豊作だったといえます。学者の話だと、豊作の次には必ず不作になるといいます。となると、食物連鎖の頂点にある動物が秋に里におりてくる確率が高くなることが予想されます。私は、被害を未然に防ぐためにも早く鳥獣保護計画を作成し、食物連鎖の頂点にある動物に対する適正な管理を行政、自治体が行い、豊かな生態系維持に努めるべきだと思っております。むつ市として、被害を未然に防ぐための方策等を広報で市民に知らせ、豊かな生態系維持のためには食物連鎖の頂点にある動物の保護が欠かせないという立場での市民の啓蒙を図るべきであると思っておりますが、お聞きいたします。また、県へ鳥獣保護計画作成を急ぐよう要請するべきだと思っておりますが、お聞きいたします。

3点目であります。生活道路、特に大湊地域の坂道対策についてであります。冬期間タクシーが入れないとか、消防車や救急車も入れない、そう

いう坂道があるという住民の声があります。私も冬期間、赤旗日刊紙の早朝配達のとて、車を下にとめ、配る坂道があります。こういう坂道にロードヒーティングを設置してほしいという住民の声があります。私の記憶ですと、現在数カ所設置されているようですが、残りも早期に設置すべきと思いますが、お聞きいたします。

最後、4点目であります。むつ市行政改革大綱についてです。行政改革大綱は、将来にわたって自主自立が可能な行財政基盤をつくるとしております。しかし、むつ市の独自財源である市税は、たった20%しかありません。地方交付税が37.3%も占めて、市の行政を幾ら切り詰めても自主自立は無理な自治体だと私は思っております。

先日行政視察してきた同じ人口の埼玉県の志木市は、市税が58%で地方交付税はたった3.8%しかありません。こういう志木市が言うのなら話わかりますが、無理な設定から始まる前段から判断するに、やる気のある行革なのかと疑問を抱かざるを得ません。

また、行革推進の重点項目として市が担うべき役割の重点化というものがあります。中を見ると、官から民へというだけでありまして、ここで改めて聞きたいと思っております。市の役割とは一体何なのでしょうと思っておりますのでしょうか。また、行政ニーズに対応した効率的な組織の実現というのも重点項目として掲げております。中を見ると、人材育成の推進として、市民の行政ニーズを的確に反映し、コスト意識とスピード感を持って質の高い行政サービスを提供していくため、職員の意識改革を進めると書いております。この文章は、職員全員に言っているのでしょうか。私のようにくそまじめな人間がこの文章を読みますと、例えば福祉に携わる職員だとしますと、コスト意識とスピード感を持ってどんな仕事をするのでしょうか。生活保護申請に来た人に対し、コスト意識と

スピード感を持って対応したとします。10分も話を聞かずに、「税金は大切に使わなければなりません」、「あなたは、まだ働けるのでないですか」、「親戚、親族の支援を受けるようにしてください」などに対応すると、コスト意識とスピード感を持った対応ということになるのではないのでしょうか。市民に直接対応する部門というのは、私は経済性、効率性、こういう表現はふさわしくない。一方、市民の苦情の処理、国・県に上げる文書、報告書等の作成、国・県とかからおりてくる文書の理解や実行、または市役所内部での情報交換や打ち合わせ等はてきぱきと処理すべきでしょう。このように、ただ単に効率を追求する、そういう部門とそうでない部門を明確にしないと、職場に混乱を生むものと言えますが、お聞きいたします。

とりあえず市の役割など、3点お聞きし、壇上からの質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 横垣議員に重ねてのお願いでございます。ご発言にはご留意願います。先ほども不適切と思われる部分の発言がございましたので、発言には重々ご留意のほどお願いいたします。

市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 横垣議員の障害者自立支援法についてのご質問にお答えいたします。

障害者自立支援法は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児の種別ごとに異なる法律に基づいて提供されておりました障害福祉サービスや公費負担医療等について、障害の種別にもかかわらず、一元的にサービスを提供する仕組みに改めるものであります。さらに、さまざまな障害のある方が支援の必要に応じて公平にサービスを受けられるよう、障害程度区分の設定やケアマネジメントの制度化によりサ

ービスの支給決定の客観化、透明化を図り、制度を維持していくため、サービスの利用と所得に着目した費用負担の仕組みを導入しております。在宅サービスに関しては、これまでの裁量的経費から国と県が責任を持って負担する義務的経費となり、障害保健福祉施策をより推進していく制度としております。既に精神通院医療及び更生医療については、自立支援医療としてことしの4月1日よりスタートしておりますが、在宅サービスについては新たな支給決定がなされ、新事業体系として、ことしの10月1日よりスタートいたします。

また、施設でのサービスについては、急激な変化に対応するため、経過措置として旧体系のサービスを平成23年度まで継続できることとなっております。現在市内には知的障害者更生施設が2カ所、知的障害者授産施設が1カ所、身体障害者療護施設が1カ所ありますが、本年4月から施設に支払われております支援費の報酬単価が引き下げられたこと、また施設訓練等支援費の報酬算定方法がこれまでの定員数に応じた月額払いから1日当たりの日割計算による利用実績払いに変更されたことにより、施設の影響は少なからずあるものと考えられます。サービス利用者の負担は、個人の所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した応益負担に変わったことから、1割の定率負担と食費等の負担が出てまいります。所得に応じた月額上限額の設定や個別減免等の措置があり、入所施設では平均で7%の負担増となります。

また、授産施設では、利用者1人当たり1万8,000円から2万円の負担が生じることとなります。障害者自立支援法は、障害者が自立して普通に暮らせるまちづくりを目指しており、今後在宅でのサービス基盤の整備が重要になってくると思われれます。

新法の中では、本年10月から居宅系の重要なサ

ービスであります障害者デイサービスがなくなり、また精神障害者の小規模作業所が受けていた国・県の補助金が本年9月で打ち切られることから、その運営には困難を来すこととなりますので、これらのサービスの提供と施設運営がこれまでどおり実施できるよう関係者間で協議を進めてまいり所存であります。これからも関係機関や関係施設と連携を密にして、障害者に対するサービス向上や体制づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、豊かな生態系維持についてのご質問にお答えいたします。まず、ご承知のとおり森林は生物誕生から現代に至るまで、植物から草食動物、小型肉食動物、そして大型動物へとつながる食物連鎖、その生態系の中で命をはぐくんできました。本市は、森林面積が86%を占めるという緑豊かな地域であります。森林の持つ広域的機能など、その役割の重要性が見直される中で、社会経済環境が変化するとともに、近年ここに暮らす人々と動物とのあつれきが生じておるところであります。特に最近出没が多くなったツキノワグマについては、農作物被害のみならず、人的被害も危惧されることから、保護と被害予防の2面から対策を求められているところであります。

青森県で策定している第9次鳥獣保護事業計画では、ツキノワグマを含めた鳥獣の適正管理の方針や防除方法、個体数管理の実施などが定められており、この中で個体数の増加や分布域の拡大により、農業被害が拡大し、地域住民とあつれきが生じている地域個体群については、特定鳥獣保護管理計画を作成することとしており、平成16年度にニホンザルを対象とした計画が策定されております。

ツキノワグマについては、現在個体数の調査を実施しており、本年度中にその結果を公表する予定となっているようではありますが、この結果を踏

まえて、ツキノワグマに対する特定鳥獣保護管理計画の策定も含めた保護管理をどのように進めるのか、その方向がまだ定まっていない状況にあります。次の第10次鳥獣保護事業計画策定に当たっては、県は市町村に対して利害関係人として意見照会をし、計画に反映することとしており、市では地域の実態が組み込まれるよう意見を述べていきたいと考えております。

市では、これまでツキノワグマ出没に対するマニュアルを作成し、これに基づき防災無線による注意の呼びかけや現地調査の実施、また入山時期には市政だよりを通じて注意を促すなどの措置を講じておるところであります。クマが里においてくる原因ともなる入山者による空き缶や生ごみの投げ捨てについては、基本的マナーの問題であり、市民だけではなく、青森県民の問題として関係方面からの働きかけにも期待しておるところであります。いずれにいたしましても、市民の安全と野生動物との共存に関しましては、関係機関と連携を保ちながら対応いたしたいと考えております。

次に、大湊地域へのロードヒーティング設置についてのご質問であります。大湊地区の坂道は、いずれも道幅が狭く、勾配が急なため、冬期間坂道を利用される方々には大変ご不便をおかけしております。市では、坂道の凍結等により交通事故防止等の観点から、これまで市道6路線について坂道の上下部分にロードヒーティングを設置してきており、その効果があらわれてきているところであります。しかし、大湊地区の坂道対策が必要な路線は、国道と沿岸道路との間を結ぶ坂道だけでまだ11路線が残っておりますことから、今後も財政状況を見きわめながら、順次整備をまいり所存であります。しかし、国道と海岸路線を結ぶ道路だけではなく、ほかにも冬期に車が入れないという坂道がございますので、それらにも目配りをしていかなければならないだろうと考え

ております。

むつ市行政改革大綱の諸問題についてであります。行政改革は、平成6年12月に示された国の指針に基づき、平成7年にむつ市行政改革大綱を策定したのに始まり、今回の大綱は平成17年度から5カ年にわたるいわば第4次の大綱であります。本大綱では、最少の経費で最大の効果を上げるという地方自治運営の基本原則のもと、実施計画及び重点事項に関する集中改革プランを策定し、現在求められている行政のあり方を見詰め直したものととなっております。昨今地方を取り巻く状況は、加速度的に大きく変革を遂げております。地方は、国が推し進める三位一体の改革の中、限られた財源をどう生かし、行政の本来の目的であります市民の安全をどう確保するか、また一方で多種多様な住民ニーズを的確に受けとめ、特性を生かした一地域としてどう独立していけるかが問われている時代であります。また、権限移譲により多元化、複雑化する制度を住民サービスを低下させず、効率的に運営していく行政組織が求められており、そういう意味で職員一人一人の意識改革による創意と工夫が求められているときでもあります。今回の行政改革の実施計画及び集中改革プランに上げた改革項目は、全部署の職員自らの提言を吸い上げ、取りまとめたもので、その推進に当たっては、むつ市行政改革大綱の実行にかかわる基本方針を立て、行政改革推進本部を中心として、外部の見識者から成る行政改革審議会の委員の皆様方のご意見をお伺いしながら、さらなる検討を加え、着実な実行を図ることとしております。

行政が自ら襟を正し、本来の担うべく事務を見詰め直しながら、住民サービスの充実に努めていくことは新市まちづくりの礎となるものであると考えております。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 再質問は、ちょっと順不同に

なることをお許し願いたいと思います。

まず、障害者自立支援法のむつ市への影響についてであります。まず市長の答弁ですと、サービス向上、今よりサービスが低下しないよう体制づくりをしたいということで、今のサービスを維持していきたいというふうな答弁があって、それなりにほっとはしているのでありますが、この障害者自立支援法が在宅を重視したというふうな感じであるという答弁もしております。この障害者自立支援法とて、市長も答弁で言いましたけれども、一律1割負担というのが障害者本人に課せられたと。そして、施設自身も9割とか8割月額報酬から月額報酬になったということで収入が減った。それも答弁にありました。

そこで、まず施設として収入が減ったと、こういう事実、当然施設は収入が減れば、それをどこで穴埋めするかというと、働いている職員の給与をカットするとか、いろんな、それ以外の経費削減ということで何とか運用されるわけでありませう。そして障害者本人、1割負担、例えばこういう例があるのですが、ある施設に入所している息子さん29歳、これは重度知的障害、強度行動障害、自閉症がある息子さんで、息子さんの収入は、障害基礎年金1級で、月8万3,000円の収入のみだと。現在施設の居住費と食費で月4万8,900円を払っているのです。これにこの障害者自立支援法が通ったおかげで利用料の1割、この方は利用料がそう低くしてもらえないみたいで2万4,600円が取られるようになったと。今までゼロだったと。これが2万4,600円取られるようになって、食費の4万8,000円と光熱水費1万円合わせて実に8万2,600円を出費することになったと。お金は8万3,000円で残るのが400円しか残らなくなったという方、これに似たような方が4月からいっぱい誕生しているという、こういう現実を市長としては、答弁にはどう手当てするとかというのはなか

ったのでありますが、こういう現実をどのようにまずお考えになっているかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

ただいま横垣議員からもお話ございましたように、確かに食費、さらには利用料の負担ということで、それにプラス部屋料ですか、その負担ということでは確かに負担増になっていることは事実でございますけれども、ただ定率負担、あるいは実費負担、それぞれにかわる低所得者に配慮した軽減策というのがございまして、それでもってある程度の低所得者に対する軽減策が講じられる手当てがなされてございますので、その部分ではある程度の負担増はございますけれども、さらにはまたその負担増にかわる軽減策があるということでご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 具体的に軽減策がどういう形なのかは、答弁にはなかったのですが、この障害者自立支援法が通って、確かに生活保護の世帯は今までも精神医療の方は医療費の5%を取られますが、育成医療だか更生医療はゼロ、この方は障害者自立支援法通ってもゼロ、あと入所施設、通所施設、こういう面についても生活保護の方は今までどおりと変わらないのであります。私が特に注目しているのが、年収80万円以下という線を引いているのです。そのうえに今度は非課税世帯というふうにして、年収80万円以下の方の、例えば精神医療、こういった方が5%だったのが一律1割負担に引き上げられて、そしてるんな入所施設利用料、こういったものが80万円以下の方が上限1万5,000円が設けられているけれども、原則1割負担というふうに負担を課せた、プラス食事代ということで、この80万円以下の人からも

取る法案なのだということ、私は冒頭でちょっと皆さんの気にさわるような表現になってしまったのですが、大変な法案だと。再度確認したいのは、まずこういう80万円以下の方は、そういう意味では軽減策がそれこそ今までと変わらないような形で負担はないというふうな形で考えてもいいのでしょうか。先ほどいろいろ軽減策はあるというふうに言われたので、この80万円以下の方も、今までどおり負担はないというふうに考えていいのでしょうか。確認させていただきます。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

ただいま議員おっしゃった80万円以下の方の部分、これにつきましては、月額負担上限額がやはりございます。この負担上限額というのが1万5,000円というふうに設定してございます。生活保護世帯の方は当然ゼロということになりますけれども、ただいまの80万円以下の方については1万5,000円の上限額があるということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 今保健福祉部長が言ったように、何も今までどおりではない、1万5,000円まではやっぱり負担してもらおうというふうな答弁だというふうに思いまして、何も軽減策、私は言えるものではないというふうに思います。しかも、80万円以下の人からこういうふうにする。

ここで私、これこそ格差社会の最たるものではないかなというふうに思います。市長は、前回私の一般質問で、格差を是正するのが文明社会のこれからのあり方だというふうな意味で私は言ったのですけれども、格差だらけで格差が当たり前だというふうなことを市長は言いました。同じ格差でも、いっぱいお金ある人から取る格差であれば、ほとんどの人は文句は言わないと思いますけれど

も、こういう人は80万円しか年収がないのです。私は、議員落選したとき200万円以下で生活したことちょっとあるのですけれども、車持つのが大変なぐらい大変な生活でありました。それこそ貯金が全然できないものですから、病院にかかるのも怖くて大変な生活を経験しました。ところが、この方は体が不自由で、しかも障害年金しかもらっていない、80万円の方からこういうふうに1割負担を取るといふ、やっぱりこういう方に市長、むつ市はたまたま施設が全部で4カ所ぐらい、そしてそう人数は多くないというふうに思う方々でありますから、市として何か手当てをするという考えを持つことはできないものかどうか、市長の前向きな答弁をお願いしたいと思うのですが。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

あくまでも私どもは法の趣旨にのっとってサービスを提供させていただいているということでございますので、現在のところは市独自の手当てということは考えてございませんので、ご理解願いたいと存じます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 大変冷たい答弁であります。

今全国でこういう障害者自立支援法が施行されて軽減策設けている自治体がふえております。これ、4月16日時点で全国で128自治体が軽減策を設けているのだそうです。青森でも先日十和田市でしたか、何か東奥日報に載ったという話であります。十和田市も軽減策を前向きに検討するというふうな答弁があったようであります。ぜひとも市長、こういう80万円以下の人、そういう方からも取るようなことはぜひともしないでほしい。国が定めた法律ですから、取るのはとめることはできない、そういう意味で市からそういう方々に何らかの形で補てんするだとか、やっぱりそうい

うことを検討するということはできないものなのでしょうか。市長の答弁、お願いしたいのですけれども。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） このような法の改正がなされたということは、今厚生労働省が所管しております福祉関連の国の負担が非常に大きくなっている。医療費も含めてそのような状況になっていることで、まず今までは考えられないような厳しい改正がなされたら、新しい法の制定がなされたということでありまして、当然これにはペナルティーがついてくるのです。この法の精神を損なうような措置を自治体がやった場合にペナルティーを伴ってくる。したがって、私どもは法の定めるところ、省令の定めるところを守ってこのような事業を実施しなければならないという立場にあることをご理解願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 別の観点からちょっと質問しますが、今回そういう意味で障害者本人から1割負担導入したということで、国と自治体は、これは共産党の試算であります。全国で700億円の財政負担が減ったのだそうです。本人からその分取ったということですから。そういう意味では、むつ市の財政負担もそれなりに減るものだろうと、全国で700億円ですから。そうすれば、その負担が減った部分浮くわけですから、それを何とかこういう障害者本人のものに使う財源として、やっぱりこういうものを前向きに使うという考え方はできないものかどうか、これもお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 予算審議あるいは決算でごらんいただいておりますように、むつ市も福祉関係の予算支出がふえてきております。特に生活保護関係がふえ続けておる。あるいは国民健康保険の

部分をごらんいただいてもおわかりでしょうが、国民健康保険は昨年は財政調整基金が枯渇するおそれがありました。不思議なことに、財政調整基金また積み直しました。社会福祉に関連する、人間生活すべてが社会福祉と言ってもいいでしょうけれども、そういう中で個々の事例を見て、こっちで減ったのだから、こっちでサービスしろよとおっしゃってもなかなかそうはいかない。トータルで見ないとわからないというものがあります。減った部分、負担がふえた部分だけをごらんになって、ほかを忘れるわけにはいかないのであります。そのようにご理解をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） なかなか前向きな答弁が得られなくて残念であります。引き続き横垣成年はこういう所得の低い方の立場を重んじた市政を迫る所存であります。今の日本も本当に格差社会が進行しております。それこそ今の80万円以下の人からも料金を取る。その一方、今の終わった国会で私どもの佐々木憲昭さんという国会議員が迫っていました。大手銀行6グループ、今の3月で、決算期で前年度の4.3倍の3兆1,212億円純利益を上げたのです。ところが、こういうところからは法人税ゼロ、国はお金を取らない。しかも、前回私一般質問のときに言いましたが、金融緩和政策で30兆円も投入して、そのうち10兆円はもう戻らない。こういうところからはお金を取らないで、たった80万円以下の人からはこういうふうにとっている。こういう政治のあり方がまさに格差を生んでいるということをまず指摘しながら、次の質問に移りたいと思います。

順不同になるのでありますが、むつ市行政改革大綱、これについて再質問させていただきます。まず私は壇上で、自主自立が可能な行財政基盤をつくるというところで質問したのでありますが、まずこの文章から始まっていること自体がこの行

革、本当にやる気がある行革なのかなということでは壇上で質問いたしました。この点について、市長は本当に自主自立が可能な自治体だと思っているのでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 財政を改善するための計画もごらんに入れているはずであります。その中では、当然ながら自立を目指すという方向で予算編成を長期間にわたってやっていくのだという方向を示しております。横垣議員はじっくりごらんになったはずですから、そのあたりのところについてはご理解が深まっているはずでありますから、よろしくをお願いします。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 私は、それなりにじっくり読んだけれども、何か市長は本当に読んだのかどうか。

私は、秋田県の湯沢市、ここの行革、3割ぐらいだけコピーして持ってきたのですが、全部やると百何ページにもなるので、ちょっと紙代がもったいないと思って3分の1ぐらいしかコピーしませんでした。そのぐらい湯沢市では何かボリュームがある行革、同じ平成17年度から平成21年度の中身でありました。

この湯沢市ではどういうことをまず前段でうたっているかということ、自主自立という言葉は使っていないです。ここも今合併したところですが、手前みそですが、湯沢市長は共産党員の市長だと、鈴木市長ということで、大変私にかみ合うような中身になっているのですが、ただ一気に杉山市長にここまで行けということは私は言っておりません。ただ参考のできる内容がいっぱいありますので、ちょっと紹介させてもらいますが、「今後は自主財源の確保に努め」という表現になっているのです。もう自主自立なんて、多分ここも無理な自治体ですから、やっぱりこういう表現が本当に

やる気がある表現だなというふうになります。ここで前段で何と言っているかという、「市民への情報提供により行政の透明性を高めるなど、市民に対する説明責任を果たしつつ、効果的かつ効率的な公共サービスのあり方を市民に問いかけ、市民の意見が反映された自己決定と自己責任の自治体経営を進め、限られた財源の有効活用を図る必要があります」。私は、事前の説明であるお金をやっぱりきちっと使うという発想がいいのではないかというふうなことをいろいろ打ち合わせいたしましたが、まさにここの市長はそういう立場で、湯沢市の市長はそういう立場で臨んでいる。ここの文章について、市長は当然むつ市の行革大綱をもう暗記するぐらい覚えていると思います。この違いをどのように感じますか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 言葉が違うだけで中身は同じです。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 言葉が違うだけで中身が同じと言いましたけれども、やっぱり中身も違います、市長。

まず、むつ市の行革大綱、市が担うべき役割の重点化として、ほとんど官から民へ、あと指定管理者制度を進めるという大体的中身であります。当然ここの秋田県湯沢市の鈴木市長も指定管理者制度を進めるというふうにしてありますが、その進め方に課題を提起しております。例えば公共施設の外部委託については、ただ単に現在の管理委託者が指定管理者となる形式的な移行では何の意味もありません。これは、財政、移転しても何も経費が削減しないのだったら何の意味もありませんと、まず。ところが、現にむつ市の場合には全然経費が浮かないのに、もう機械的に指定管理としているという面はありますよね。ところが、湯沢市はそういう立場はとらない。公募する手法

を取り入れるなど、何のために外部委託を行うのか、目的意識を明確にしないと経費の削減につながりませんという立場で指定管理者制度を進めている。私は、今までむつ市の指定管理は全部反対してきましたが、こういう立場だと私は賛成という立場になるわけです。このように中身が違うのです、市長。この点についてどう思いますか。先ほど同じだと言ったけれども、全然違うではないですか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） それぞれの自治体に自治権を認め、手法の違いを認めているのが地方自治法です。湯沢市のようにやれば正しいというのであったら、あなた湯沢市に行って市長選に出ればいい。

○議長（宮下順一郎） 21番。通告の範囲にとめてください。

○21番（横垣成年） 前向きの答弁でなくて、何かぶっきらぼうな答弁に市長が終始しているようで大変残念なのでありますけれども、行政改革、だからむつ市の行革というのは、ただ単に切り詰めるというのが強調されているように私は思うのです。ところが、湯沢市の場合はそうではなくて、市民に対する説明責任を果たして、効果的、効率的な公共サービスのあり方を市民に問いかけるというのです。ところが、むつ市の行革は、市民に問いかけるという文章がないのですよね。また、市民の声を聞くという文章もないのです。

やっぱり市民は賢明なもので、行政改革審議会の会長の野澤さんが、そこをちょっとくぎ刺していますね。市が担うべき役割への重点化について、

として、市民と行政が協働してまちづくりを推進するため、市政への意見や提言の機会の拡充に努めるとともに、新たな仕組みをつくっていただきたい。こういうふういきちっと提言しているにもかかわらず、ここの中身にはそういう市民の声をくみ上げるといのは残念ながら反映されな

かったと。そういう立場で、もう上から一方的にとにかく行政サービス縮小していくという、これがむつ市のいわゆる行政改革の中身ではないですか。結局市民の意見を反映しない形でもう進めていくと。ここをちょっと再度、そういうむつ市の行革は市民の意見を聞かないで進めるという立場になっているということではないですかというのをちょっと確認させていただきます。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 議員先ほど来、湯沢市のことを盛んにおっしゃっていますけれども、中身は美辞麗句を並べたみたいな感もしないではありません。むつ市の場合、まず職員から提言していただきまして、さらに行政改革審議会、まず公募の方2名、それから旧町村からも各2名、全部で15名の委員の方々が審議してございます。その中で委員の方からも提言していただきまして、始終検討してございます。議員の言い方しますと、審議会の中で委員の先生方、何も議論していないのではないかと、そういう議論になりますので、全くそういうことはありません。かんかんがくがくとさまざまな意見を闘わせました。その中で、この行政改革大綱ができました。

さらに、この改革につきましては、今の15人の委員が、これつくるばかりでなく、この経過を見たいということで、この7月にこの経過を踏まえて、また委員を集めて、この状況を報告し、あるいは説明してご理解をいただくことにしておりますので、何分よろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 先日行政視察で埼玉県の志木市に行ってまいりまして、ここも物すごい行政改革をしております。中身を見ると、言いたくないところまでいろいろ改革しておりますので、そういう意味ではむつ市よりさらに悪い、ひどいなと思うような改革もありまして、そこは触れたくな

いのでありますが、やっぱり湯沢市をぜひ目指して杉山市長はやってもらいたいという立場であります。この志木市は六つの検討委員会、組織改革検討委員会、人事評価制度検討委員会、小規模事業育成検討委員会、事務事業検討委員会、行政評価制度検討委員会など、市民にこういう検討委員会参加してもらって、もう本当に市民が主体となる行政にしよう、自治体にしようという、そういうやり方を先頭にするか、とにかく一生懸命やっているところを見せてもらいました。ぜひとも今後、今回は5カ年提示してしまった計画であります。やっぱり行政評価検討委員会など、これも秋田の湯沢市も設置して、外部評価ですか、こういう機関の設置をこれからするみたいであるので、ぜひむつ市もこういう外部評価という制度を取り入れる考えがないかどうか、これちょっと確認させていただきます。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 前回の定例会でもある議員から評価制度について検討するかどうかということで質問ありました。その中で検討しますということで回答しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） ぜひとも市民を交えたそういう行政改革という立場で進めてもらいたいというふうに思います。

さて、次の質問であります。2番目にいたしました豊かな生態系維持についてであります。私は、豊かな生態系維持については、壇上で言いましたが、やっぱり食物連鎖の頂点にある動物、これがないと、もうその自然の破壊度といいますが、自然度がなくなるといいますが、それがもうわかるようなものになりますので、今ある食物連鎖の頂点にある動物、これをぜひともこの地域に存続をさせて、この豊かな生態系維持に努

めてもらいたいなど。一応市長の方では、入山時には市政だよりなんかでお知らせするというふうな答弁にとどまっておりますが、確かに市政日より、最近のやつ見ますと、これは5月10日号ですか、「山菜採りシーズン到来！山での遭難事故・熊にご注意！」ということだけなのです。5月25日号は「市街地のカモシカとの付き合い方」ということで書いている程度で、ぜひともこの市政日よりには、これ以外に、いろいろ答弁の中でも言いましたが、空き缶を捨てるだとか、山に弁当殻を残さないとか、そういう答弁もあったかのように思いますが、そこら辺も私ぜひとも載せてもらいたいと思うのです。例えば岩手県なんかは、もうずっとそれに対しては先進地で、しょっちゅう住民に対してそういう啓蒙活動をしているみたいです。例えば人家、農地でえさとなるものを置かないで、食べられる状態にしない。人家周辺にごみを放置しない。改良ごみ箱の使用など、あと農作物は収穫時期に達したら早目に収穫する。農地での収穫残渣を放置せず適切に処分する。収穫済みの農作物はクマや猿の手が届かない場所に管理する。あと墓の供え物はすぐ持ち帰る。例えば釣り人だとか、山菜とり、またハイキング、キャンプ、バーベキュー、そういった人たちはごみを残さないで持ち帰る、こういうようなやっぱり啓蒙活動をしているのであります。ぜひともむつ市でもこういう啓蒙活動をする考えがないかどうか、お答え願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） これは、岩手県がやっている事業のようですけれども、現在全国市長会では同じような運動を全国キャンペーンという形でやっております、私どももその中に入っております。ただし私は自信を持って申し上げたいのは、むつ市のごみに対する取り組みは県内でも進んでいる方だと思っています。ただ、よそから来られた方

がマナーに違反するという場合がある。

それから、もう一つ、クマ、カモシカが人里に出てくる理由の一つとして、里山がなくなった。里山がこれまでクマやカモシカの防波堤になっていた。最近は里山を手入れする人がいない、そういうことも人里におりてくる理由になっているという見方があります。コンラート・ローレンツなんかは、別な立場から物を考えていますが、「沈黙の春」と違う角度から考えている人もいますけれども、ノーベル賞もらった人ですから、大変な人なのだと思うのですが、そのようなことを考えて、今我が国の自然界は、特に森林を中心として極めて危険な状態にある。特に里山まで放置されてしまっているということは大変危険な状態だろうと、こう考えます。役所の方で全部を何とかしろということは、要するに今啓蒙運動をやれと、こういうお話でしたから、それにお答えする意味で申し上げているわけでありましてけれども、しかし啓蒙運動を進めても、もう荒廃してしまった里山をもとに戻すということまではなかなかできかねる。このあたりに、自然の生態系の頂点というと人間ですが、こういう状況の中で、どう取り組んでいけば正しいのかは十分研究をして真剣に取り組んでいかないと、もうカモシカが里にすむのは当たり前だと思うような勘違いをしているようですから、カモシカに教えたって、これ聞くわけではないですね。それをどうやるかということは今、教育委員会が中心になって対策を考えてくれておりますけれども、これを県を通し、国を通してやっていくということが大変です。

もう一つ、クマがふえている理由というのがあります。これは、全日本猟友会がクマを銃で撃つのをストップしたのです。4年ほど前に解禁になったのですが、解禁になったけれども、クマを撃てる人がいなくなってしまった。またぎが撃てますけれども、一般の狩猟家、銃を持った人たちが

クマを撃つのを怖がってしまって、だからクマはとれない状況になって自然にふえてきている。こういうことも要素の一つに入っているということです。行政の力だけでどうにもなる部分もあるけれども、ならない部分の方が広がってきているとお考えいただきたいのであります。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。申し合わせの時間が間もなくでございますので、答弁も質疑も簡潔にお願いします。

○経済部長（佐藤純一） 5月25日号の市政だよりの山菜シーズンのことをお話でしたが、きのう付の6月26日の市政だよりで、空き缶を捨てないようにとか、先ほど議員が申し上げたことで市民に喚起を促していることをお伝え申し上げまして、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） この食物連鎖の頂点にある動物に対する対応、ぜひともそういう形で市政だよりになどで啓蒙を図ってもらいたい。冒頭で言いましたけれども、ことしはブナの実が不作ということで、おりてくるのはもうかなり高い確率であるということですから、ドッキングを防ぐ意味で、そういう広報活動というのはやっぱり行政の重要な責任の一つだというふうに思っておりますので、ぜひともその住民への啓蒙を促して一般質問を終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 7番川下八十美議員。

（7番 川下八十美議員登壇）

○7番（川下八十美） 貴重な時間、私の議事進行を受け入れていただきまして、心から感謝を申し上げます。

ただいまの21番、日本共産党横垣成年議員の質問事項及び質問の要旨については、私はあえて申し上げるものではございません。がしかし、私も

日本共産党の赤旗日曜版の愛読者の一人として、政党は別であります。横垣議員の冒頭の発言の中に、_____の発言云々がございました。政党は、それぞれ規約、綱領をもって総務省に政治結社をして、きちっと届け出をして政治活動をしておるものであると認識をいたしております。私は、自民党に所属をいたしてありまして、安倍晋三先生を総理大臣にしようとして一生懸命いたしておりますが、それはそれとして、やはり政党の形を議員気質として、この発言を許すわけにはまいりません。議長が発言の注意はされましたけれども、私があえて横垣議員の質問を閉じる前に議事進行を出したということは、謙虚な横垣議員でありますから、発言の訂正を申し出ることによって、議会運営委員会を開催せずとも私は取り計らいができるものと思っております。あえて議事進行を出させていただきました。

議長の取り扱いをよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） どうですか、何かありますか、横垣議員。21番。

○21番（横垣成年） ただいま川下大先輩から指摘をいただきました部分、_____という表現はやはり現実にふさわしくなく、公的に認められた政党に対する失礼な言い方にしかすぎないということで大変今反省しておりますので、この部分については、ぜひとも議長、取り消ししてもらうことをお願いして、私の発言にかえさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 7番。

○7番（川下八十美） さすが横垣議員でありまして、私も引き続き日曜版は愛読させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） ただいまの川下八十美議員からの横垣成年議員の一般質問の発言中、不適切な発言がございましたというふうなご指摘がござ

いました。横垣議員におかれまして、ただいま議場におきまして発言の削除の申し出がございましたので、その部分会議録を精査のうえ、議長として措置します。ご了承願います。

これで、横垣成年議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明6月28日及び29日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、明6月28日及び29日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、6月30日は付託議案審議、議員提出議案上程、提案理由説明及び審議、議員派遣を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時49分 散会

